

永平寺町子ども計画（案）に関するパブリックコメント結果について

1. パブリックコメントの概要

(1) 募集期間 令和8年2月6日（金曜日）から令和8年2月19日（木曜日）まで

(2) 閲覧場所及び方法

- 永平寺町役場本庁舎子育て支援課カウンター
- 永平寺支所カウンター
- 上志比支所カウンター
- 永平寺町ホームページ
- 永平寺町公式LINE

2. 意見募集結果

(1) 意見提出者数及び意見数

意見提出者：1名 提出方法：持参 意見数：8件

(2) 意見の要旨及び町の考え方※いただいた意見については趣旨を踏まえ要約しています。

NO	意見の概要	町の考え方
1	<p>第2章関連</p> <p>本町では人口の減少、出生数も減少傾向にある状況を踏まえ、就学費用の軽減や学習支援の充実など経済的負担の軽減策を強化すべきと考えます。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○経済的負担軽減の強化</p> <p>P60（4）経済的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の高校生世代への支給 ・ひとり親習い事支援 ・物価高に伴う幼児園等の給食費保護者負担の据え置き（4,500円/月） <p>●少子化の要因として非婚化、晩婚化、晩産化・及び既婚女性の出生率の低下などが挙げられます。</p> <p>また、町の施策としては習い事の支援や通学定期の補助、給食費の補助など様々な支援を行っており、ほかに国や県の補助を受けながら実施している施策もあります。子育て世代のニーズを踏まえ必要な支援には今後も取り組んでまいります。</p>
2	<p>第2章関連</p> <p>放課後児童クラブの需要増加や遊び場不足の声を踏まえ、安全な屋内遊び場や中高生の居場所整備を具体化して下さい。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○安全な遊び場の整備</p> <p>P65（2）こどもまんなかまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えいぱーく・えいスポーツのオープン（R7.12.19） ・上志比地区での公園整備（R8年度） ・放課後児童クラブの開設（7施設） <p>●児童数は減少しているものの、児童クラブ利用率は増加傾向であります。核家族の増加や共働き世帯の増加が背景にあると考えられますが、学校側の協</p>

		<p>力により校舎内での預かりが可能となってきたため、移動中の安全に対するリスクも軽減されています。</p> <p>また、令和7年12月には未就学児を対象とした屋内遊び場を整備しました。</p>
3	<p>第2章関連</p> <p>SNS等を活用し支援情報が必要な家庭に確実に届く仕組み強化をするとともに、若者の意見を継続的に政策へ反映する体制の明確化を求めます。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○SNS等を活用した情支援</p> <p>P60(5) 情報発進・情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場窓口で「子育て世代への応援チラシ」の周知 ・えいぱーく受付ロビーでの子育て施策チラシ設置 ・入園説明会での町の子育て施策・事業のパンフ配布 ・SNSを活用した園イベント情報の発信 <p>●本計画策定にあたっては、大学生や20代の若者や子育て世代を集めてワークショップを開催し若者の意見を本計画に反映しています。</p> <p>また、小学生や中学生およびその保護者を対象にアンケートを実施しています。</p> <p>今後も必要に応じて若者の意見を広く募集し施策に反映させてきます。</p>
4	<p>第3章関連</p> <p>「すくすく・のびのび こどもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、「こどもまんなか」の視点を明確にしている点を評価します。一方で理念を実効性のある取組につなげるためには、地域の見守り体制や関係機関との連携の具体化が必要。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○地域の見守り体制や関係機関との連携</p> <p>P55(4) 専門的支援等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制として、児相、警察、病院、民生委員、学校・福祉部門等と連携した体制の構築 ・必要に応じて、「ケース会議」の開催して、支援の必要な家庭へ対応。 ・子ども家庭センターと学校関係者との定期的な情報交換のほか、子育て世帯からの声が届きやすい体制の整備(R7.4.1) <p>●こども子育て会議の中で民生委員を代表し主任児童委員として既に委嘱しているところであり、その中で民生員・児童員との情報の共有はできるものと考えています。</p> <p>また、情報共有の一環として今回の子ども計画についての説明会を開催し町が取組施策や方針の情報を共有したいと考えております。</p>
5	<p>第3章関連</p> <p>特に支援を必要とする家庭の早期把握と継続支援について、情報共有の仕組みや定期的な協議の場を制度として明確にしてほしい。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○要支援家庭の早期把握と情報共有のしくみ</p> <p>P55(4) 専門的支援等の充実</p> <p>●要支援家庭についての早期発見や早期対応については、情報共有が重要であることから、定例会や</p>

		<p>支部会議の場と民生委員と行政側の協議の場を持つことは有効な対策と考えます。</p> <p>P 5 6 福祉保健課と連携し、学校や園などの訪問時に子どもの様子を観察し支援へと繋げています</p>
6	<p>第3章関連</p> <p>こどもの意見を施策へ確実に反映する仕組みの構築を求めます。誰一人取り残さない体制づくりに期待。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○こどもの意見の施策への反映</p> <p>P 6 6 (3) こども・若者が活躍できる機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアリーダー活動の支援 ・町長との語る会（中学生）の開催 ・各種アンケートの実施に伴う提案の把握
7	<p>第4章関連</p> <p>本計画には施策が幅広く整理されているが、実効性確保のためにはアウトリーチの具体策を明示すべき。</p> <p>特にヤングケアラーや虐待リスク家庭の早期把握について、学校・地域・行政の情報共有ルールを明文化し定期的な連携会議を制度化することを求める。</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○ヤングケアラーや虐待案件の早期発見の施策への反映</p> <p>P 6 6 (4) 専門的支援等の充実</p> <p>現在、ヤングケアラーや虐待リスク家庭の把握については、学校や町の子ども家庭センター、及び県の児童相談所等と連携体制しながら推進しています。</p>
8	<p>第4章関連</p> <p>子ども家庭センターの周知強化と訪問支援体制の充実を図り、支援を待つのではなく「届ける支援」への転換を</p>	<p>【計画への加筆なし】</p> <p>○情報発信・情報提供の推進への反映</p> <p>P 6 0 (5) 情報発信・情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページを活用 ・SNSを活用した支援情報の発信 ●町の広報誌やホームページ、子育て支援課のチラシや、えいぱーくのサイトからもリンクされており幅広く目に留まるよう取り組んでいるところがあります。 <p>また、昨年4月の民生委員の総会においては子ども家庭センターの業務についてご説明を行っているところでもあります。</p> <p>さらに、PRや周知強化に取り組んでまいります。</p> <p>令和7年度における相談件数については来所されたの相談247件を含め518件の相談を行っておりその内容は、サービスの利用に関する支援や保護者の不安解消、保育教育、生活に関する支援など多岐にわたるものとなっております。</p> <p>相談を受けた事案につきましては児童相談所、学校その他の市町など連携し支援しているところです。</p>

パブリックコメント

永平寺町
こども計画
(案)

令和8年2月

永平寺町

目次

第1章

計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	策定までの流れ	4

第2章

永平寺町の現状

1	統計資料から見る現状	6
2	第3期子ども・子育て支援事業計画に関する意識調査結果	15
3	子どもの生活実態調査結果	23
4	ワークショップ結果	27
5	第二期計画の量の見込みと実績	30
6	基本目標に基づく取り組みの現状	36
7	課題のまとめ	43

第3章

計画の基本的な考え方

1	基本理念	45
2	基本目標	46
3	施策の体系	47

第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ	こども・若者の成長を支える環境づくり	48
基本目標Ⅱ	切れ目のない支援の充実	57
基本目標Ⅲ	こども・若者が安心・安全に暮らせる環境づくり	61
基本目標Ⅳ	こども・若者の成長・自立への支援	64

第5章

量の見込みと確保の内容

1	教育・保育提供区域の設定	67
2	教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	68
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	70

第6章

計画の推進にあたって

1	計画の推進体制	77
2	計画の評価・検証	77

資料編

1	永平寺町こども計画策定経過	78
2	永平寺町子ども・子育て会議条例	79

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国のこどもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラーといった問題の深刻化が見られ、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化といった要因により、子育て家庭の孤立感等が高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

令和5年4月に、国において「少子化社会対策基本法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。

また、同じく令和5年4月に、こどもの健やかな成長及びこどものある家庭の子育てに対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関として「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法において、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定することに努めることとされました。そこで、永平寺町においては、「第三期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画として、こども大綱や福井県が策定するこども計画等と整合を図り、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等と計画的・総合的に推進する計画として「永平寺町こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

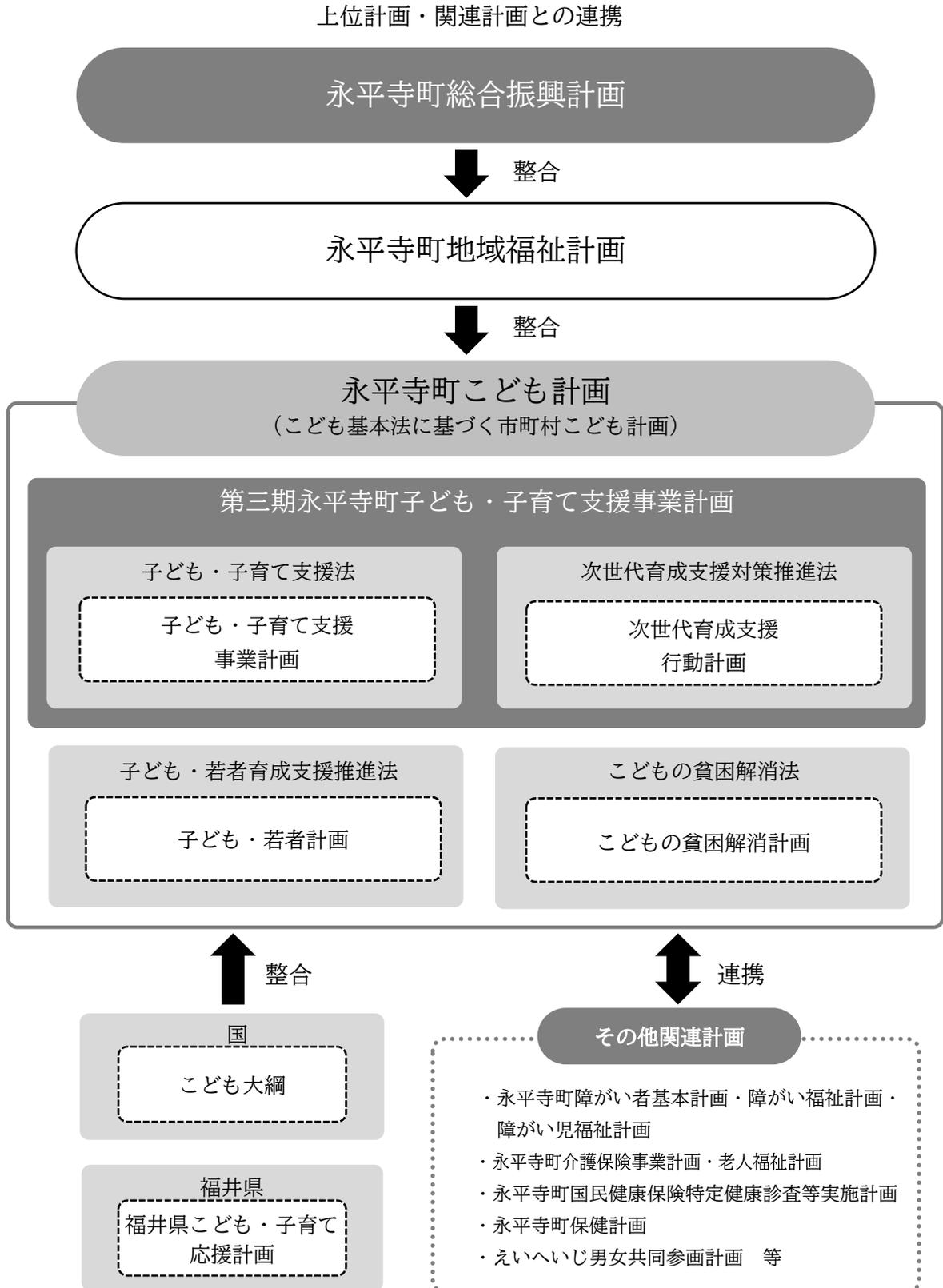
(1) 永平寺町こども計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づいて定める「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化し、「永平寺町こども計画」として位置付けます。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」と「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちます。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「永平寺町総合振興計画」を上位計画として、福祉分野における「永平寺町地域福祉計画」のほか、その他の関連計画との整合を図りながら、施策を推進していきます。

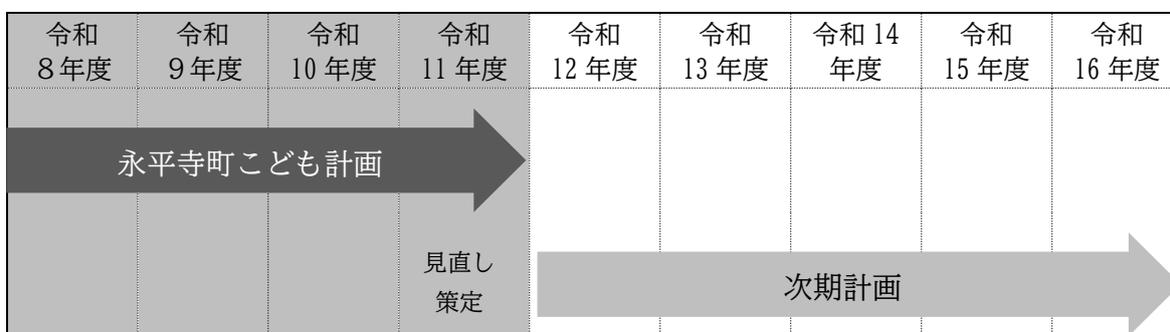


3 計画の対象

本計画の対象は、本町で暮らす子ども（0歳から概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び青年期（概ね18歳から30歳未満まで）を主たる対象とします。また、取り組みによっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、関連法の改正や社会情勢の変化等、計画の見直しが必要と思われる場合には計画の見直しを行うものとします。



5 策定までの流れ

(1) アンケート調査の実施

令和7年9月に、令和8年度からスタートする「永平寺町こども計画」策定のため、小学5年生・中学2年生及びその保護者を対象に「子どもの生活実態調査」を実施しました。

調査対象	町内の公立小中学校に通う ・小学5年生 130人 ・中学2年生 141人 ・その保護者 181人
調査期間	令和7年9月1日～令和7年9月19日
調査方法	・各学校を通じて配布（WEB回答） ・調査対象者からのWEB回答

(2) ワークショップの実施

本計画を策定するにあたっては、学生、社会人、子育て世代の意見を取り入れるため、若者・子育て世代を対象に任意参加型ワークショップを実施し、意見聴収を行いました。

また、ワークショップで発言のあった言葉をテキストデータ化して、AI技術の自然言語処理を使って解析を行い、テキストデータから参加者の意見の傾向を把握するため テキストマイニング分析を活用しました。

テーマ	個別テーマ
子どもの成長を支える環境づくりを語り合おう！	A 子どもの遊び場について（居場所）
	B 子育て支援施策について （今後あるといいな施策、幼稚園・学校のこと）
	C 子育て情報発信について
	D 年齢に合わせた支援
参加者	
12人（大学生4人、社会人4人、子育て世代4人）	

(3) 計画の策定体制

こども施策推進に関係する各課に対し、施策目標に関わる事業や取組について聞き取り調査を行い、意見を集約しました。

また、永平寺町子ども・子育て会議において、計画策定及び進捗管理に係る審議又は協議を行いました。

(4) パブリックコメント

計画素案について広く町民の意見を聴くため、令和8年2月6日（金）から町ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施しました。

第 2 章

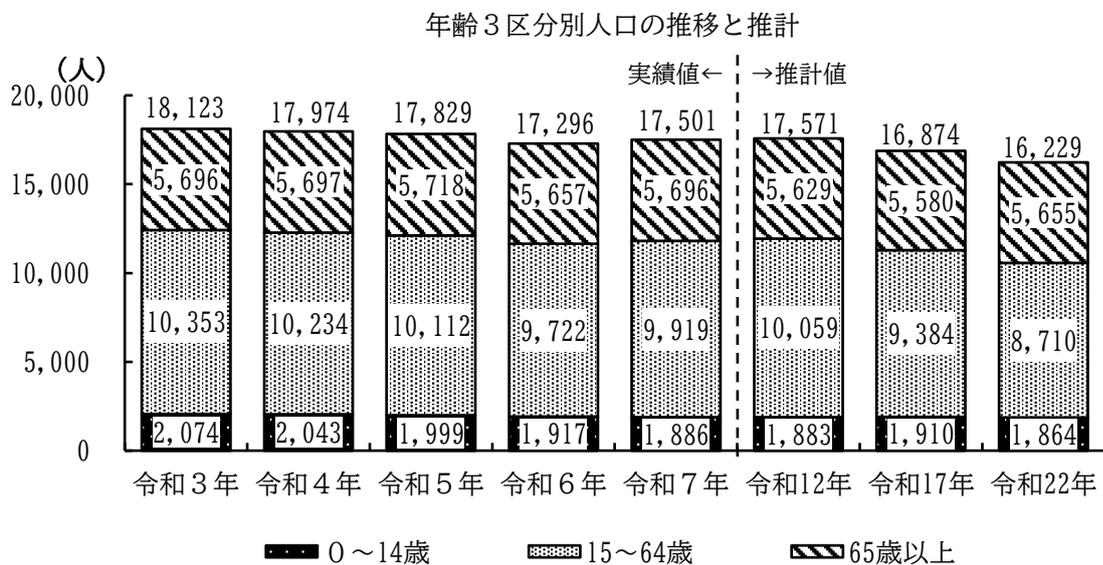
永平寺町の現状

1 統計資料から見る現状

(1) 永平寺町の人口と世帯

① 年齢3区分別人口の推移と推計

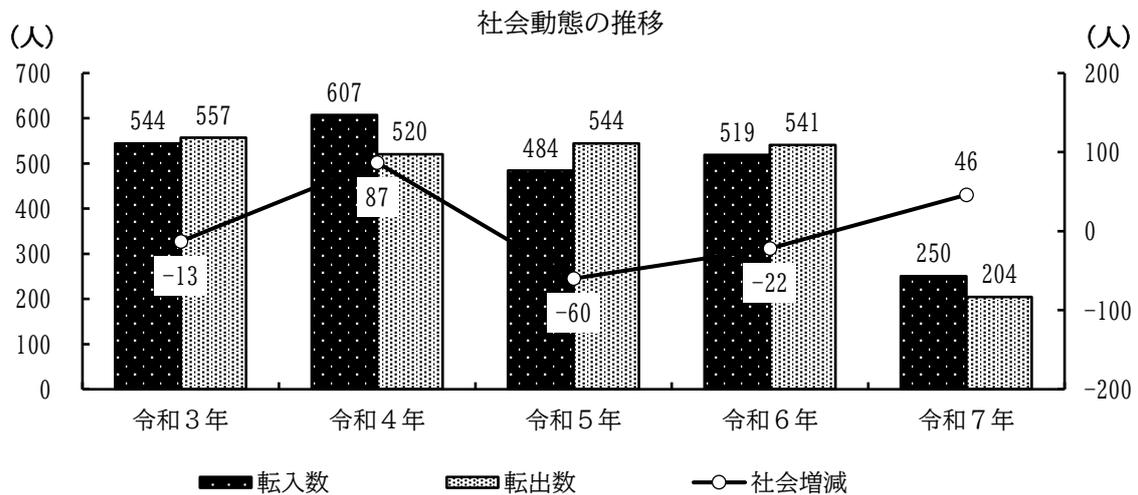
本町の総人口をみると、減少傾向となっており、令和4年以降は18,000人を下回っています。年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳と15～64歳は減少傾向にあり、65歳以上は横ばいで推移しています。また、令和12年以降は0～14歳と65歳以上は横ばいで推移し、15～64歳の減少が続く見込みです。



※ 令和7年は9月1日時点。
資料：実績値 住民基本台帳
推計値 永平寺町人口ビジョン《改定版》令和7年2月
(推計値(令和12年以降)の人口は、国勢調査を引用)

② 社会動態

転入数の推移をみると、令和3年から令和4年にかけて増加し、その後減少に転じ、令和5年は500人を下回っています。転出数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年は541人となっています。社会増減をみると、令和7年9月時点で46人増加しています。

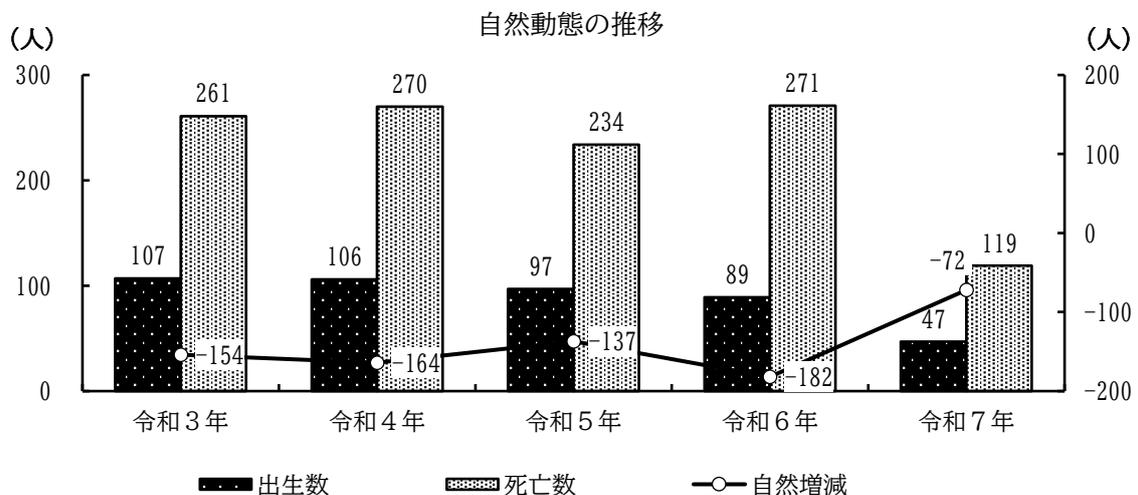


※ 令和7年は4月1日～9月16日時点。

資料：住民基本台帳

③ 自然動態

出生数の推移をみると、令和3年以降、減少で推移しています。死亡数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和6年は271人となっています。自然動態をみると、死亡数が出生数を上回り、令和7年9月時点で72人減少しています。

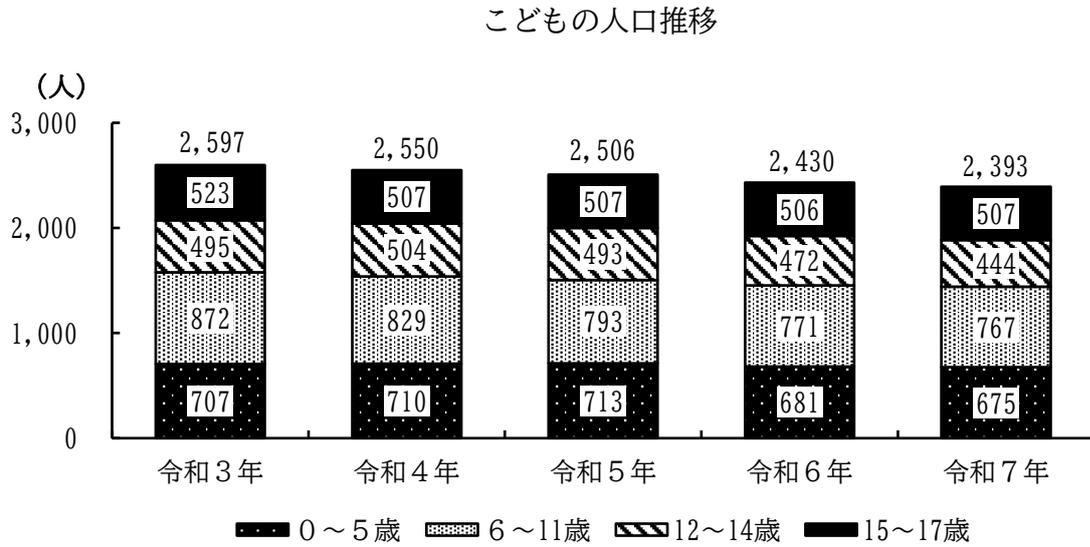


※ 令和7年は4月1日～9月16日時点。

資料：住民基本台帳

④ こどもの人口推移

18歳未満のこどもの人口をみると、減少で推移しており、令和7年9月1日時点で2,393人となっています。各階層別の推移をみると、6～11歳、12～14歳、15歳～17歳のこどもの人口は令和3年以降減少傾向で推移しています。0～5歳のこどもの人口は令和5年にかけて増加しましたが、令和6年以降減少に転じています。

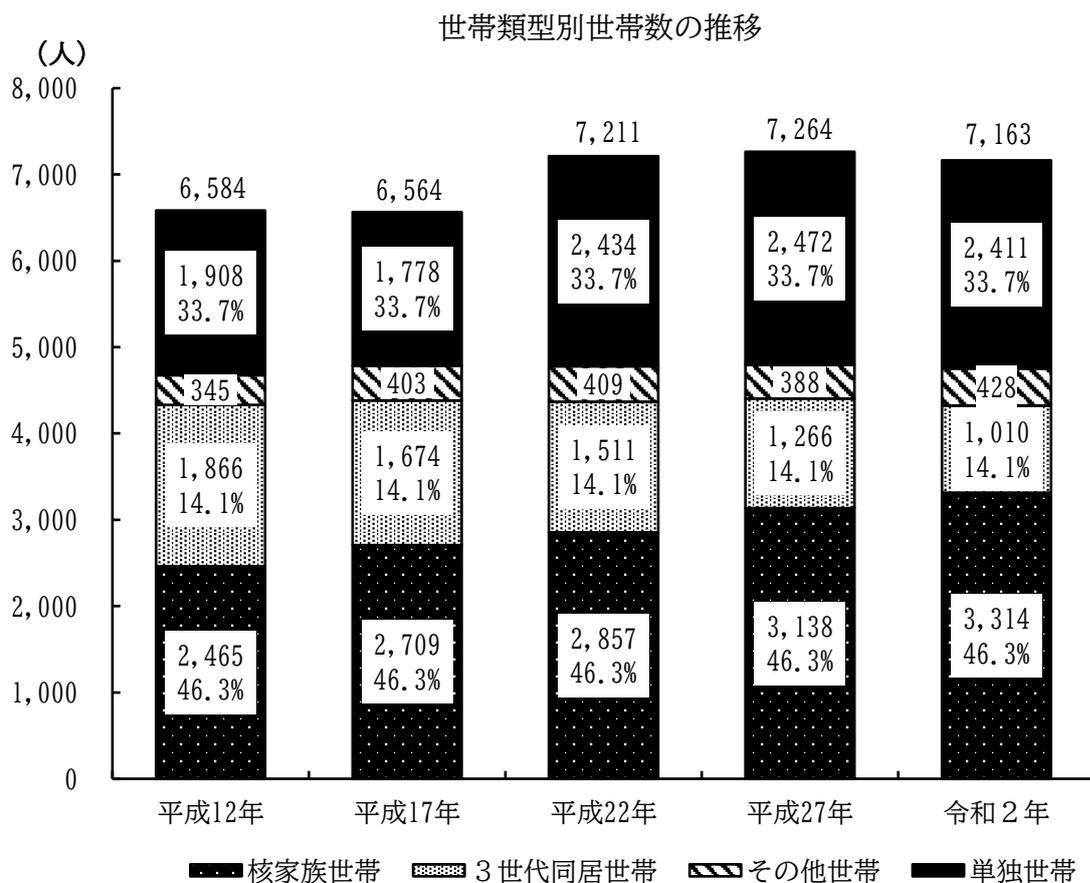


※ 令和7年は9月1日時点。
資料：住民基本台帳

(2) 永平寺町の世帯の状況

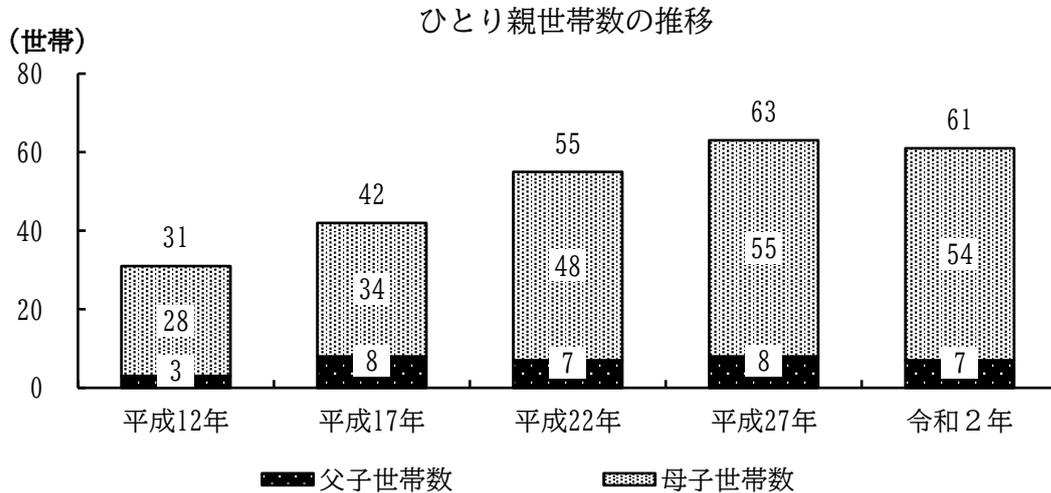
① 世帯類型別世帯数の推移

世帯類型別の世帯数をみると、核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年で3,314世帯(46.3%)となっています。一方、3世代世帯数は年々減少しており、平成12年から令和2年にかけて856世帯減少しています。また、単独世帯は平成17年から平成22年にかけて大幅に増加し、平成22年以降は横ばいで推移しています。



② ひとり親世帯数の推移

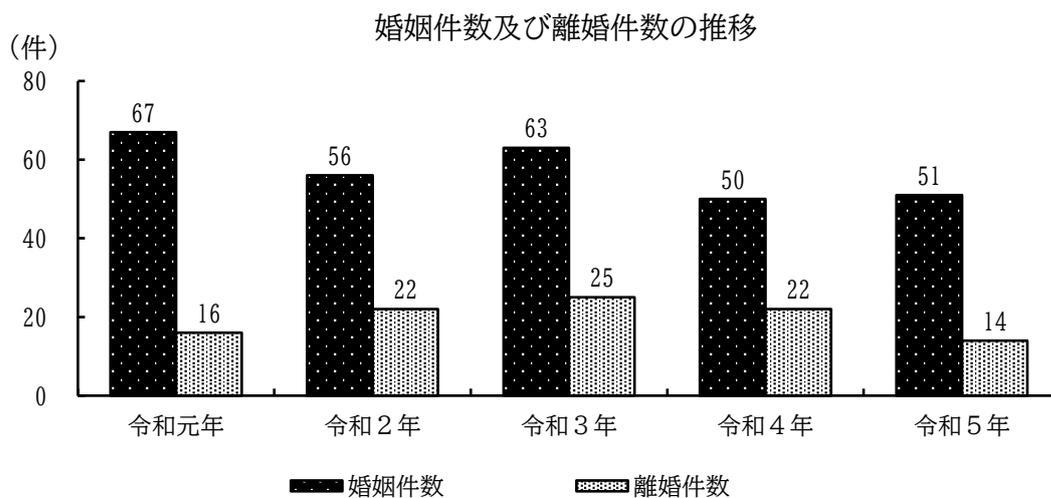
本町のひとり親世帯数をみると、平成12年から平成27年まで増加しており、令和2年で減少に転じていますが、平成12年と令和2年を比較すると世帯数はおよそ2倍となっています。



資料：国勢調査

③ 婚姻件数及び離婚件数の推移

本町の婚姻件数、離婚件数の推移をみると、婚姻件数は約50件～70件、離婚件数は20件前後の間で増減を繰り返しています。

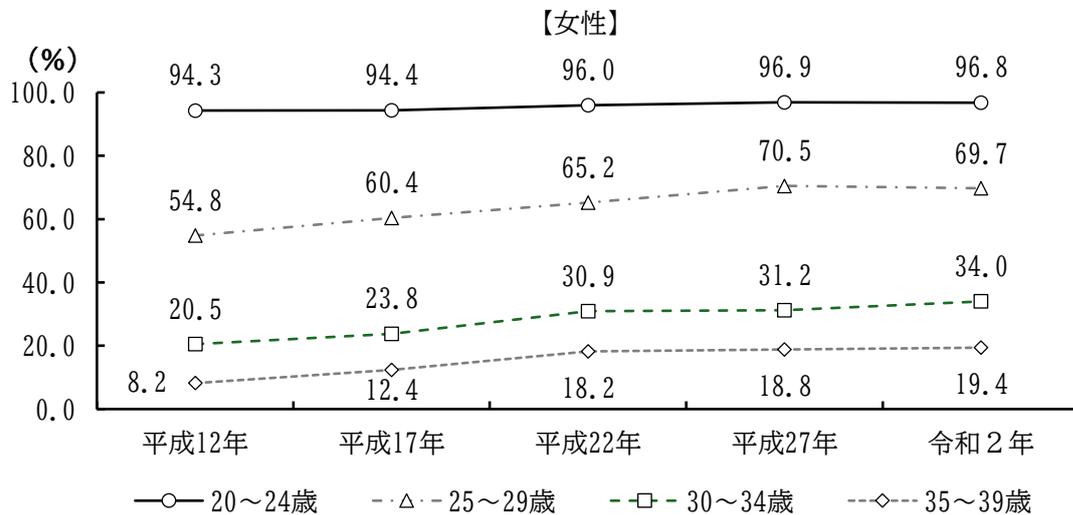
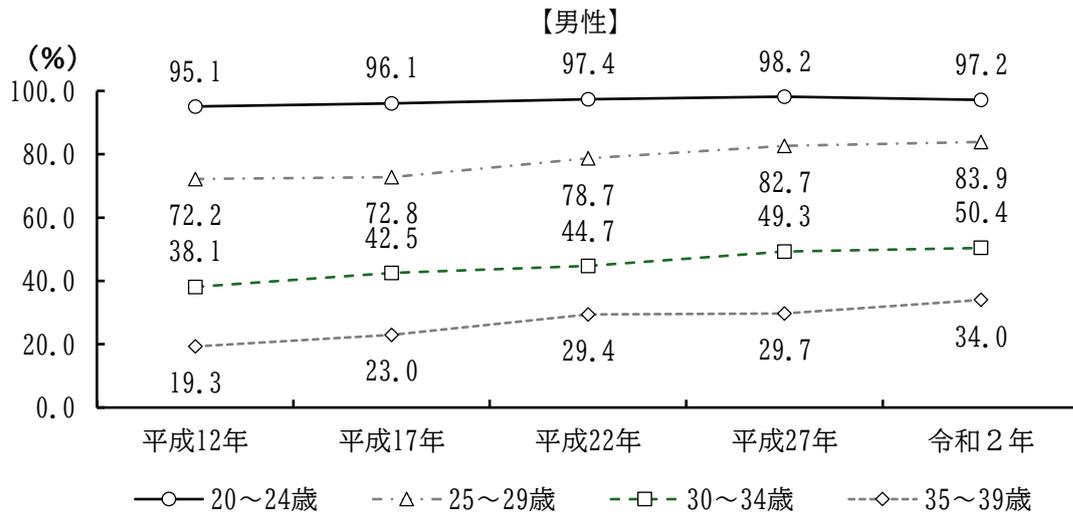


資料：福井県統計年鑑

④ 未婚率の推移

本町の未婚率の推移をみると、男性、女性ともにすべての年齢層で増加傾向となっており、男性の35～39歳、女性の25～29歳については、平成12年から令和2年にかけて大きく増加しています。

未婚率の推移（男女別・年齢階層別）

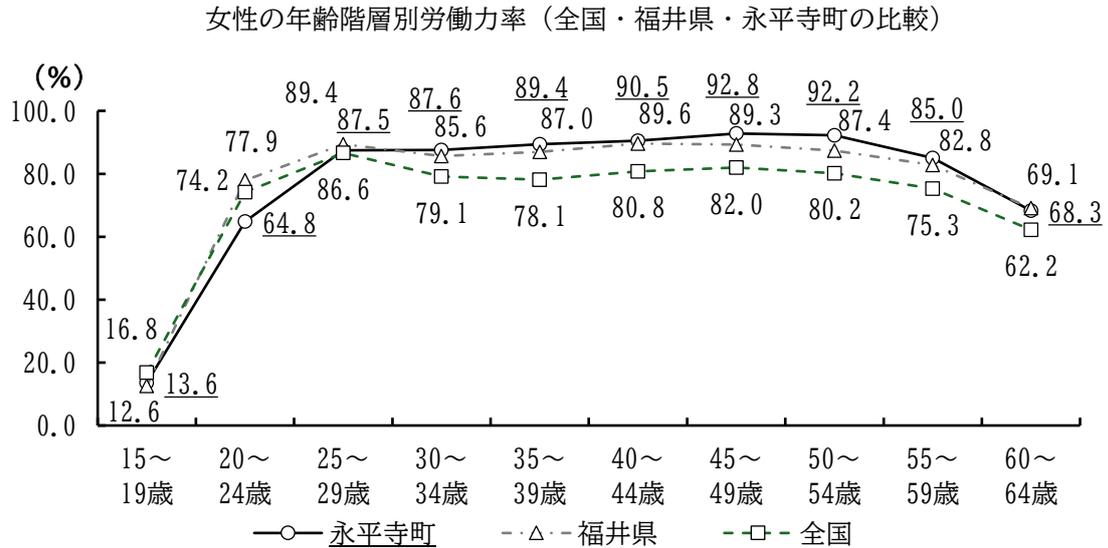


資料：国勢調査

(3) 労働力の状況

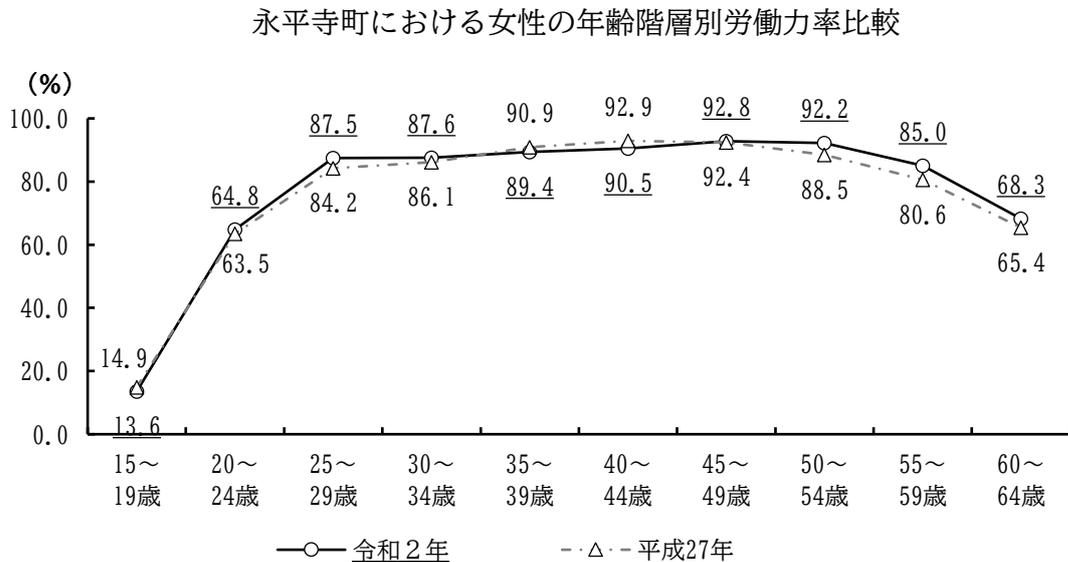
① 女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代前半から50歳代後半にかけて全国、福井県の値を上回っています。



資料：国勢調査（令和2年）

本町における平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、35～39歳、40～44歳で労働力率がやや減少しています。30歳代で労働力率が低下するM字型曲線はみられません。



資料：国勢調査

(4) 教育・保育の状況

① 就学前児童数の推移

就学前児童による幼稚園、幼稚園の利用状況をみると、すべての年度で入園児童数は定員数を下回っています。入園児童数の推移をみると、幼稚園は、減少傾向で推移し、令和5年度以降は500人を下回りました。また、幼稚園は令和4年度までは50人台で推移していましたが、公立園の再編より、令和5年度以降は20人程度で推移しています。

幼稚園の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園数(園)	8	8	7	7	7
定員数(人)	740	760	670	655	655
職員数(人)	121	121	106	119	115
入園児童数(人)	565	582	455	452	426
うち0歳児(人)	56	60	40	41	21
うち1歳児(人)	101	102	81	65	68
うち2歳児(人)	109	112	86	93	78
うち3歳児(人)	100	98	83	89	93
うち4歳児(人)	105	104	81	82	84
うち5歳児(人)	94	106	84	82	82

※ 令和7年度は9月1日時点。

資料：子育て支援課

幼稚園の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園数(園)	2	2	1	1	1
定員数(人)	180	180	60	60	60
職員数(人)	13	13	4	4	6
入園児数(人)	52	57	17	16	14
うち3歳児(人)	16	20	5	5	4
うち4歳児(人)	20	17	6	5	5
うち5歳児(人)	16	20	6	6	5

※ 令和7年度は9月1日時点。

資料：子育て支援課

本町の認定こども園は、「みどり葉こども園」の1園となっており、令和5年度より開設されています。

幼児園（民間）の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼児園数（園）	1	1	1
定員数（人）	150	150	150
職員数（人）	24	24	23
入園児童数（人）	161	148	143
うち0歳児（人）	12	7	4
うち1歳児（人）	26	25	19
うち2歳児（人）	28	26	29
うち3歳児（人）	32	30	28
うち4歳児（人）	29	32	31
うち5歳児（人）	34	28	32

※ 令和7年度は9月1日時点。

資料：子育て支援課

② 小学校児童数の推移

小学校の状況をみると、児童数が年々減少し、令和4年度以降は900人を下回っています。

小学校の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童数計（人）	905	862	819	784	758
1年生（人）	127	112	119	119	113
2年生（人）	141	125	111	119	118
3年生（人）	134	142	125	110	119
4年生（人）	156	134	141	125	109
5年生（人）	161	154	132	140	124
6年生（人）	150	160	154	132	139
特別支援学級（人）	36	35	37	39	36

資料：学校教育課

2 第3期子ども・子育て支援事業計画に関する意識調査結果

◇ 調査の目的

本調査は、「第三期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、教育・保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

◇ 調査概要

調査地域	永平寺町全域
調査対象者	永平寺町在住で就学前の児童のいる世帯・保護者（就学前児童調査） 永平寺町在住で小学生のいる世帯・保護者（小学生調査）
調査期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月11日（木）
調査方法	幼稚園・幼稚園・小学校を通じた直接配付・回収（全数調査） 就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配付・回収（全数調査）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数 (有効児童数)	有効回収率
就学前児童	708件	419件 (642件)	59.2%
小学生児童	1,000件	442件 (588件)	44.2%

※ 「有効児童数」は、調査票に記載された児童数です。

◇ 調査結果の見方

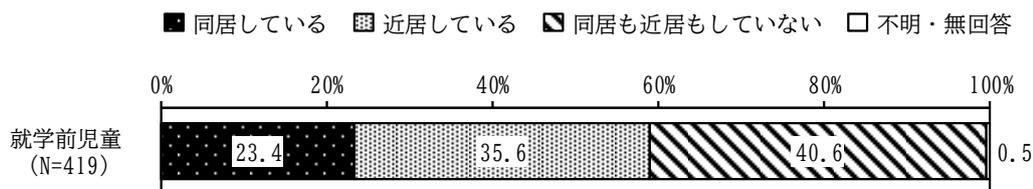
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

◇ 調査結果

(1) こどもと家族の状況

① 祖父母との同居・近居の現況【単数回答】[就学前児童のみ]

お子様の祖父母との同居・近居の現況についてみると、「同居も近居もしていない」が40.6%と最も高く、次いで「近居している」が35.6%、「同居している」が23.4%となっています。

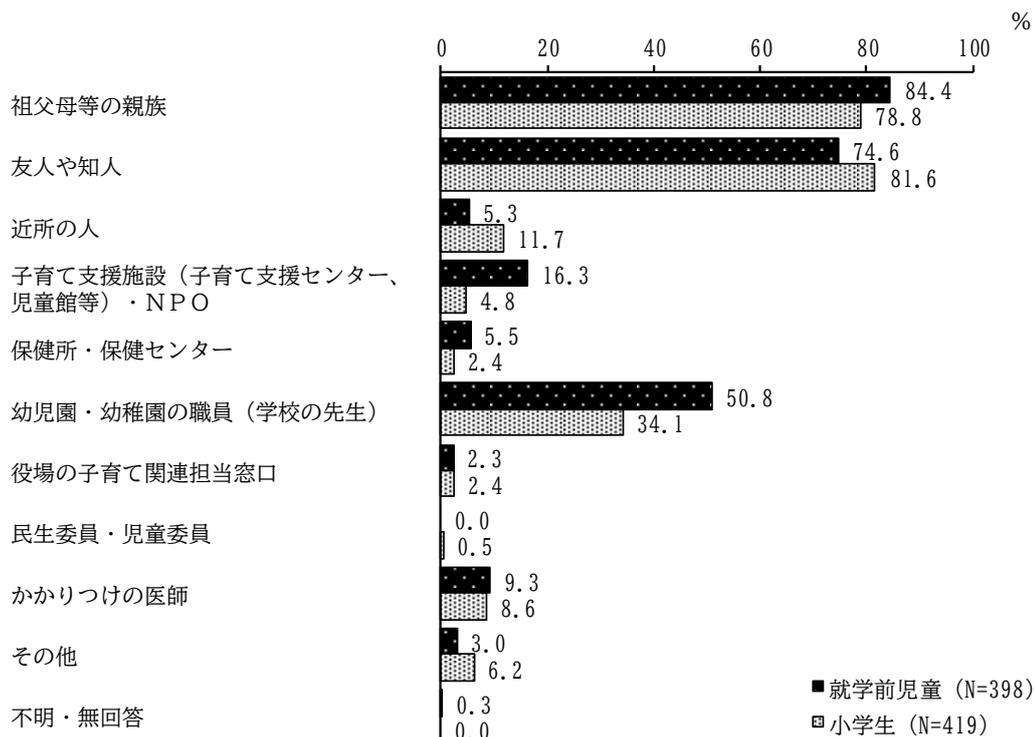


(2) こどもの育ちをめぐる環境

① 子育てをする上での相談先【複数回答】

お子様の子育てや教育に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)かについてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が84.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が74.6%、「幼稚園・幼稚園の職員」が50.8%となっています。

小学生では「友人や知人」が81.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が78.8%、「学校の先生」が34.1%となっています。



(3) 保護者の就労状況

① 保護者の就労状況【単数回答】

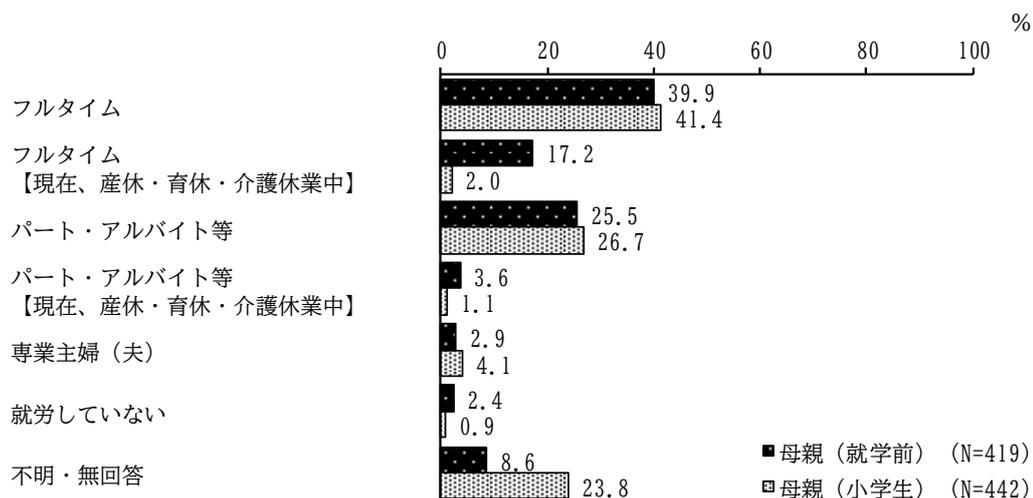
現在の就労状況についてみると、就学前児童の母親では「フルタイム」が39.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が25.5%、「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」が17.2%となっています。

小学生の母親では「フルタイム」が41.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」が26.7%、「専業主婦（夫）」が4.1%となっています。

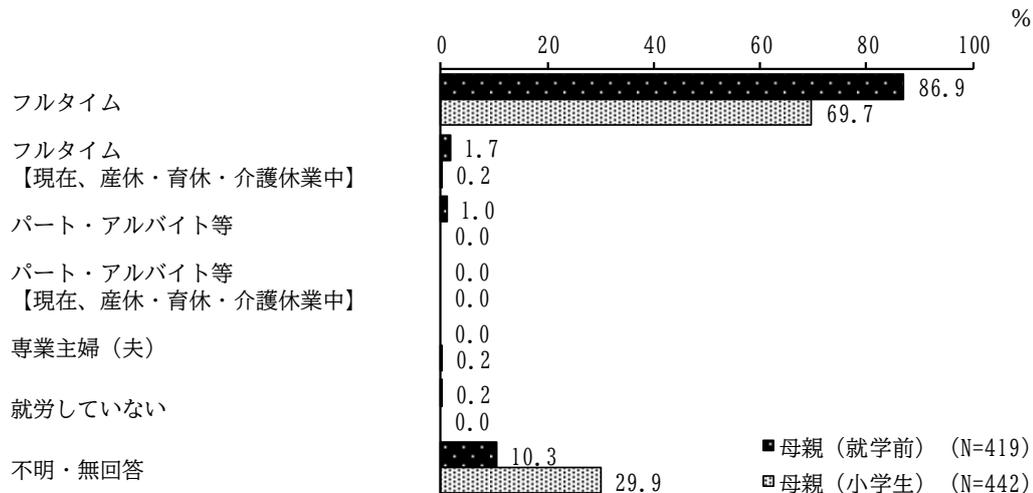
就学前児童の父親では「フルタイム」が86.9%と最も高く、次いで「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」が1.7%、「パート・アルバイト等」が1.0%となっています。

小学生の父親では「フルタイム」が69.7%と最も高く、次いで「フルタイム【現在、産休・育休・介護休業中】」「専業主婦（夫）」がともに0.2%となっています。

【母親】



【父親】



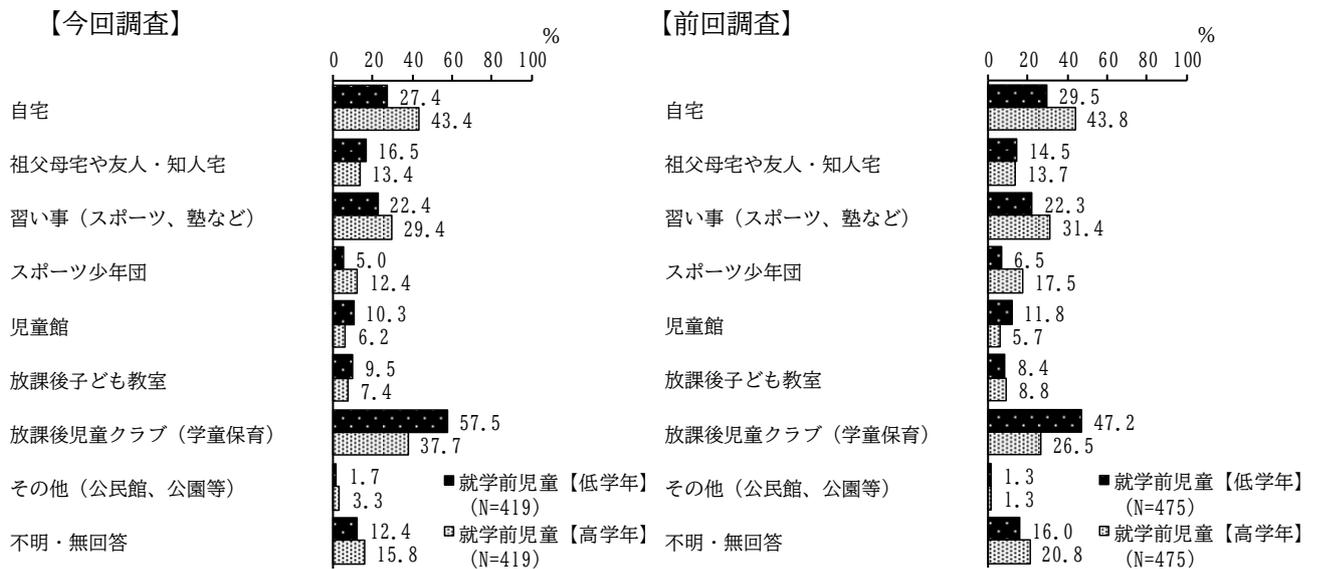
(4) 放課後の過ごし方

① 放課後に過ごさせたい場所【複数回答】[就学前児童のみ]

放課後に過ごさせたい場所についてみると、低学年では「放課後児童クラブ(学童保育)」が57.5%と最も高く、次いで「自宅」が27.4%、「習い事(スポーツ、塾など)」が22.4%となっています。

高学年では「自宅」が43.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が37.7%、「習い事(スポーツ、塾など)」が29.4%となっています。

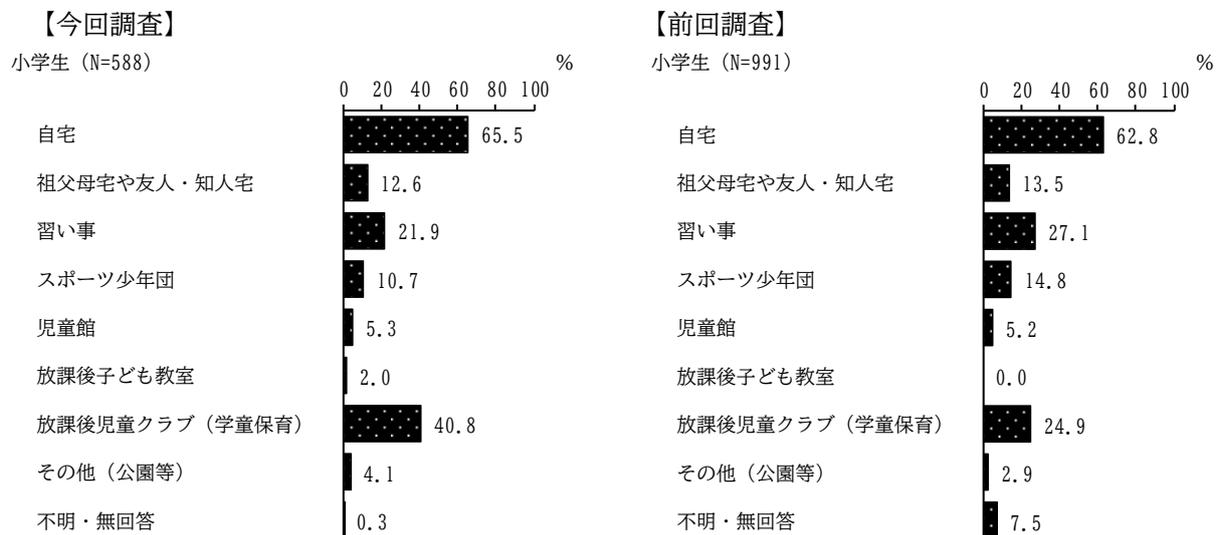
前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が低学年では10.3ポイント、高学年では11.2ポイント増加しています。



② 放課後過ごしている場所【複数回答】[小学生のみ]

放課後過ごしている場所についてみると、「自宅」が65.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が40.8%、「習い事」が21.9%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」15.9ポイント増加しています。



(5) 子育てと仕事の両立支援について

① こどもが生まれた時、育児休業を取得したか

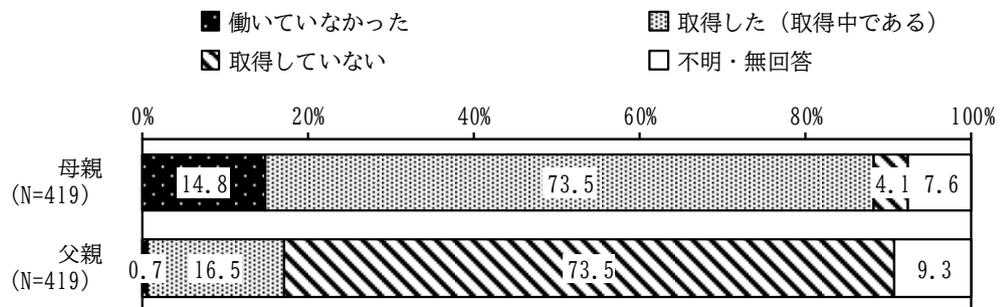
【複数回答】[就学前児童のみ]

こどもが生まれた時、育児休業を取得したかについてみると、母親では「取得した（取得中である）」が73.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」が14.8%、「取得していない」が4.1%となっています。

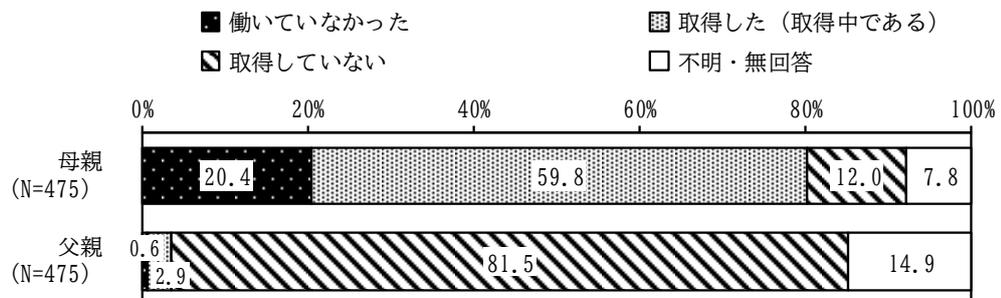
父親では「取得していない」が73.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が16.5%、「働いていなかった」が0.7%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が母親では13.7ポイント、父親では13.6ポイント増加しています。

【今回調査】



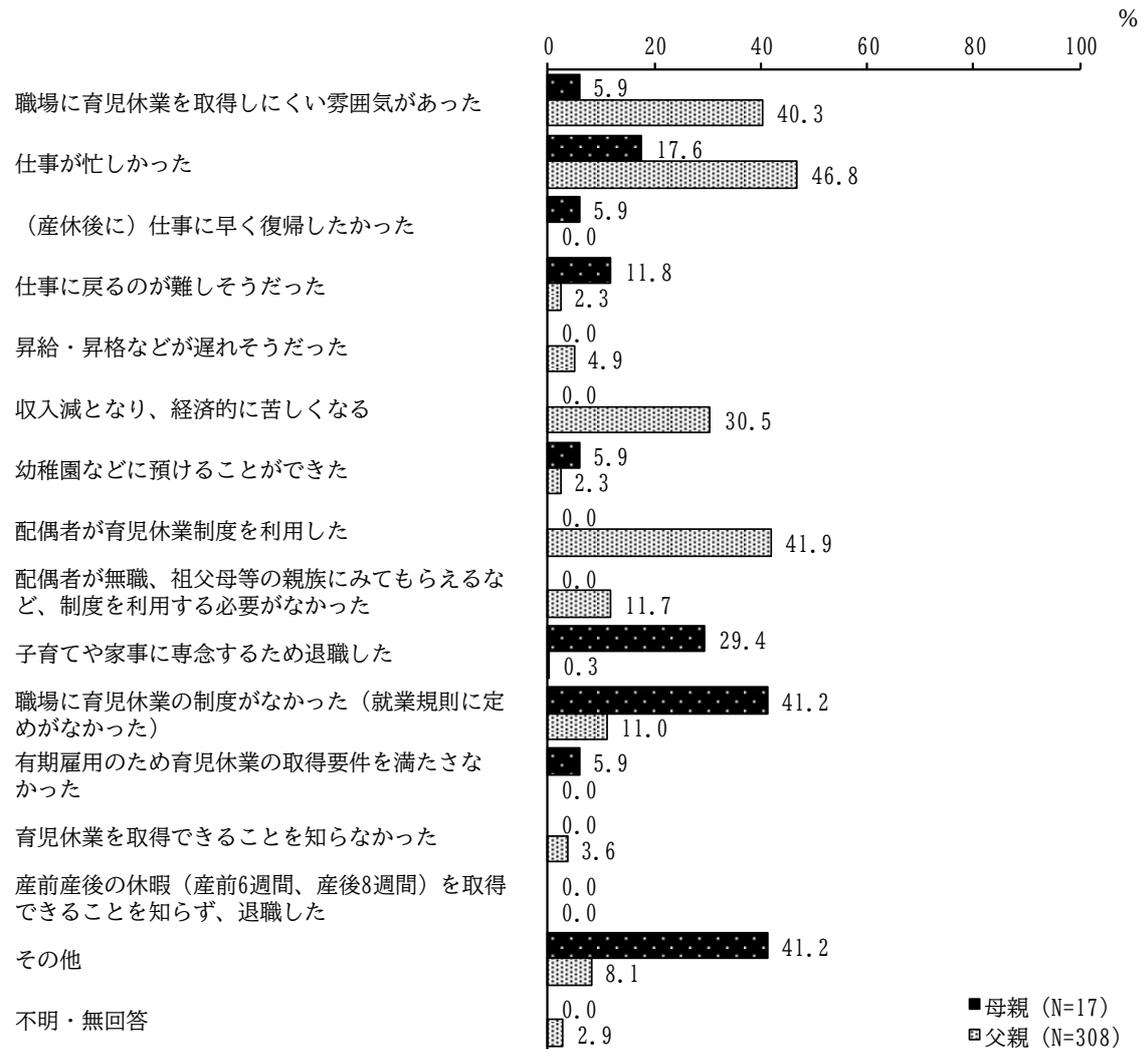
【前回調査】



② 育児休業を取得していない理由【複数回答】〔就学前児童のみ〕

育児休業を取得していない理由についてみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「その他」がともに41.2%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が29.4%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」が46.8%と最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が41.9%、「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」が40.3%となっています。



(6) 永平寺町での子育て環境や施策・事業について

① 永平寺町における子育て環境や施策・事業についての満足度

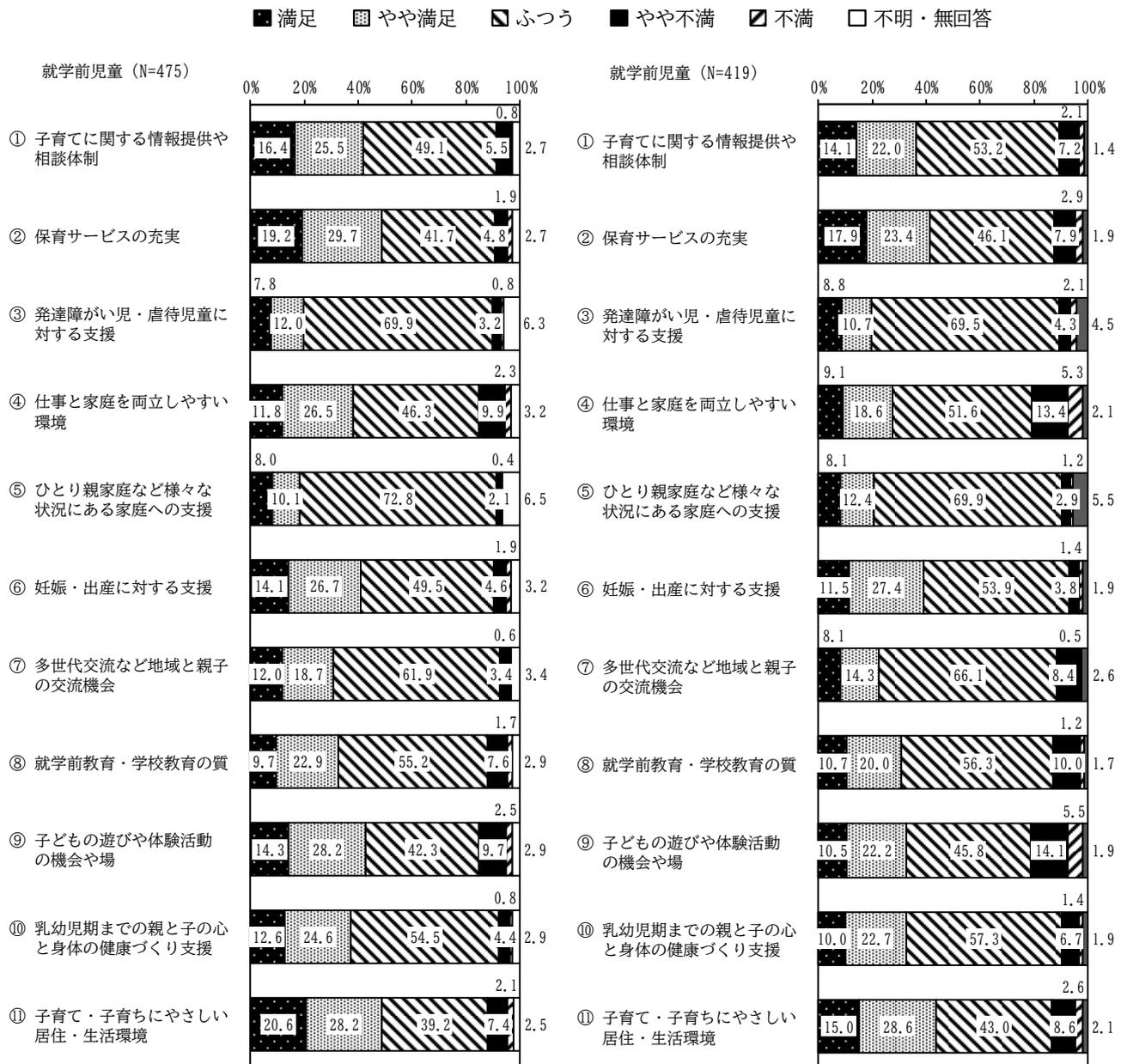
【単数回答】[就学前児童のみ]

子育て環境や施策・事業についての満足度についてみると、【② 保育サービスの充実】で『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が48.9%と最も高くなっています。

前回調査と比較すると、『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が【② 保育サービスの充実】では7.6ポイント、【④ 仕事と家庭を両立しやすい環境】では10.6ポイント増加しています。

【今回調査】

【前回調査】



② 永平寺町における子育て環境や施策・事業についての満足度
【単数回答】[小学生のみ]

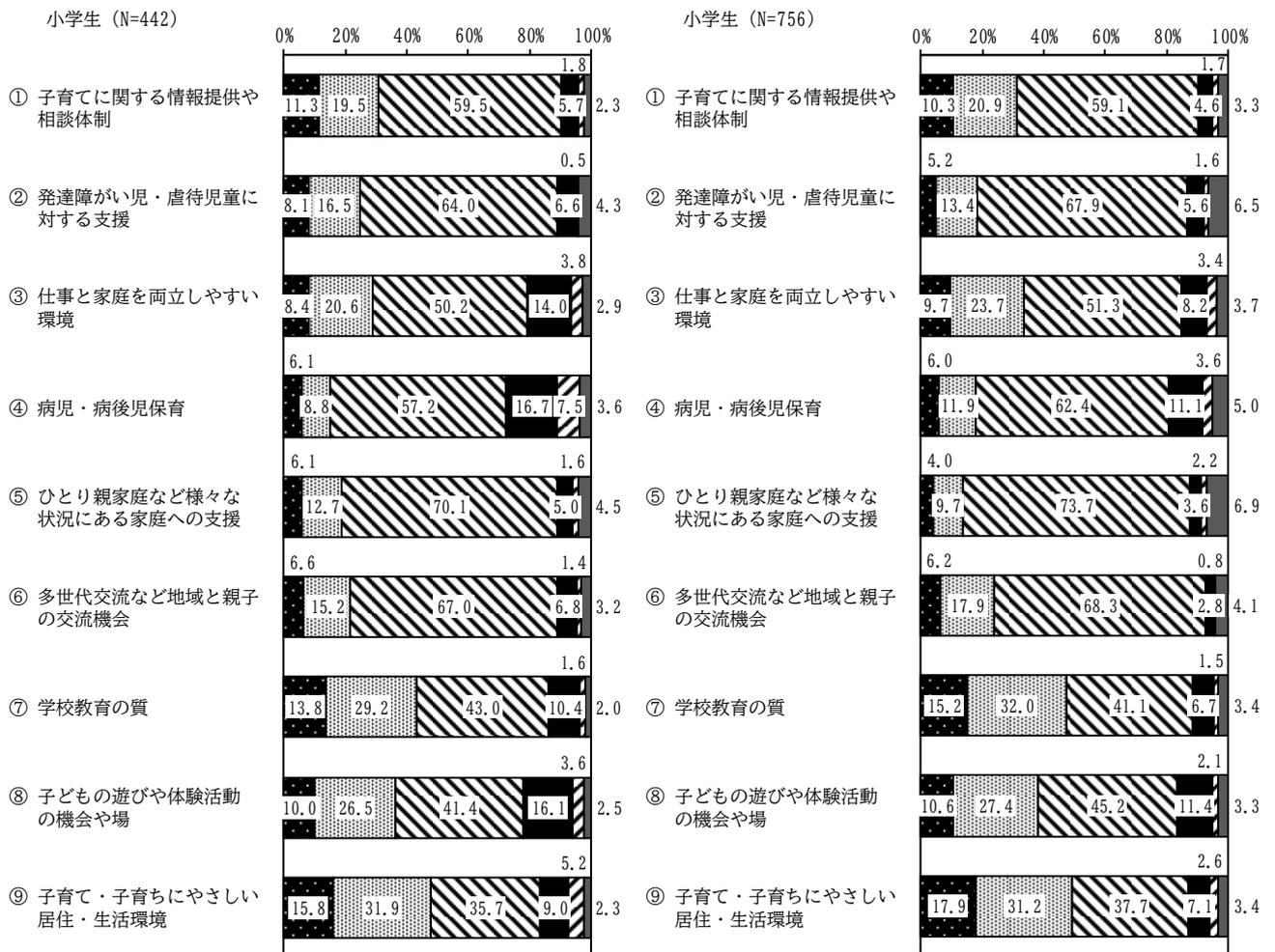
子育て環境や施策・事業についての満足度についてみると、【⑦ 学校教育の質】【⑨子育て・子育てにやさしい居住・生活環境】で『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が4割台となっています。

前回調査と比較すると、『満足』（「満足」「やや満足」の合計）が【② 発達障がい児・虐待児童に対する支援】【⑤ ひとり親家庭など様々な状況にある家庭への支援】では減少しています。

【今回調査】

【前回調査】

■ 満足 ▨ やや満足 ▩ ふつう ■ やや不満 ▩ 不満 □ 不明・無回答



3 子どもの生活実態調査結果

◇ 調査の目的

本調査は、本町のこどもを取り巻く現状や取り組むべき課題を把握し、令和8年度からスタートする「永平寺町こども計画」策定に生かすことを目的として実施しました。その主な結果は次のとおりです。

◇ 調査概要

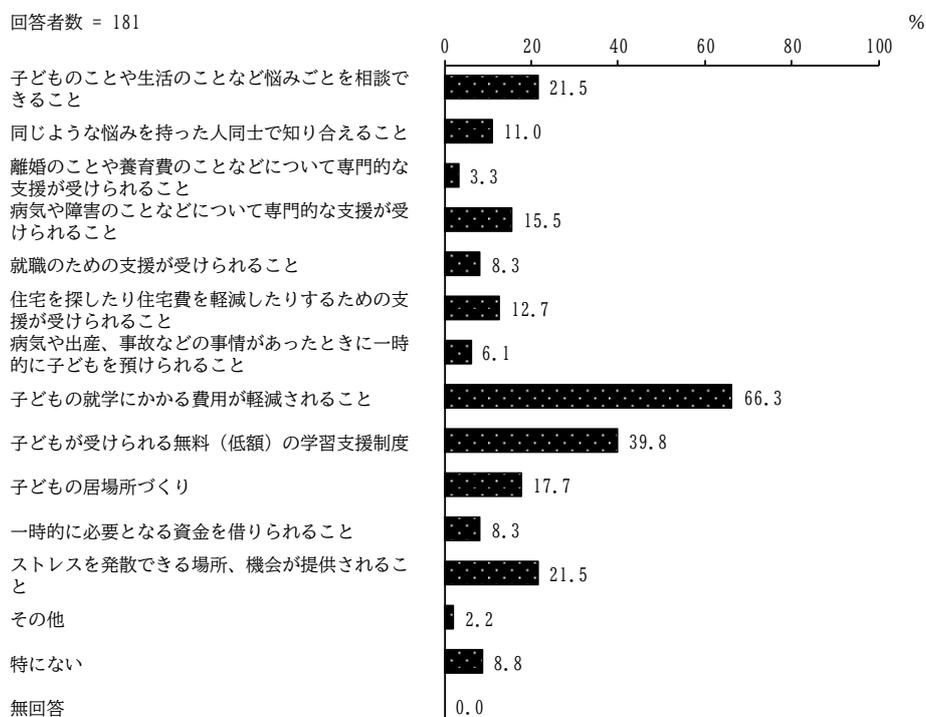
調査時期	令和7年9月
調査対象者	永平寺町在住の小学5年生・中学2年生及びその保護者
調査方法	学校による配布及びWEBによる回答

◇ 調査結果

(1) 現在必要としていることで、重要だと思う支援等

保護者調査では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が66.3%と最も高く、次いで「子どもが受けられる無料（低額）の学習支援制度」の割合が39.8%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」、「ストレスを発散できる場所、機会が提供されること」の割合が21.5%となっています。

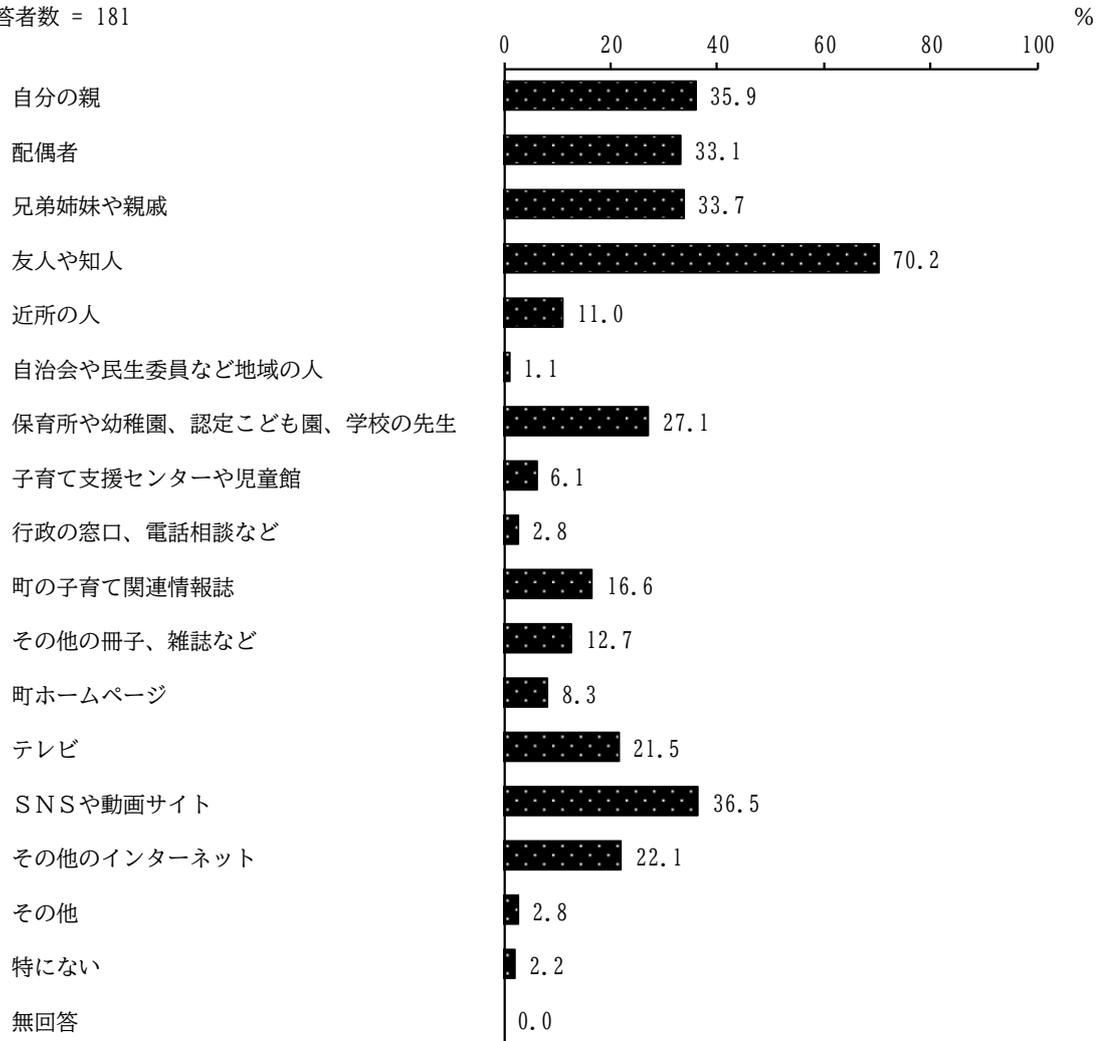
回答者数 = 181



(2) 子育てに関する情報の入手方法

保護者調査では、「友人や知人」の割合が70.2%と最も高く、次いで「SNSや動画サイト」の割合が36.5%、「自分の親」の割合が35.9%となっています。

回答者数 = 181



(3) 生活の満足度

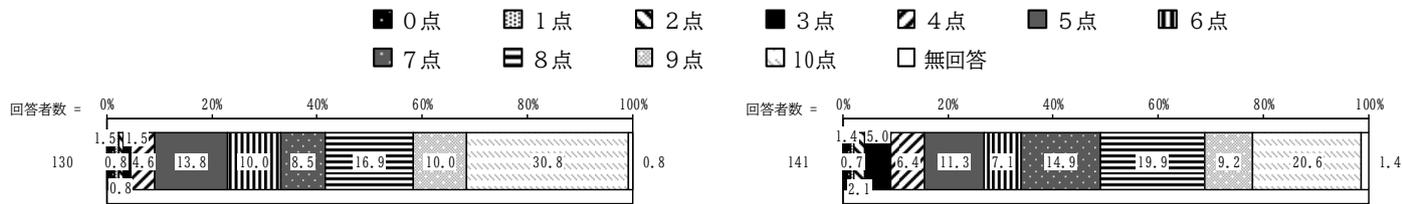
小学生調査では、「10点」の割合が30.8%と最も高く、次いで「8点」の割合が16.9%、「5点」の割合が13.8%となっており、家族構成別にみると、ふたり親世帯で「7点」「8点」の割合が高く、三世代世帯で「10点」の割合が高くなっています。

中学生調査では、「10点」の割合が20.6%と最も高く、次いで「8点」の割合が19.9%、「7点」の割合が14.9%となっており、家族構成別にみると、ふたり親世帯で「7点」の割合が高く、三世代世帯で「4点」の割合が高くなっています。

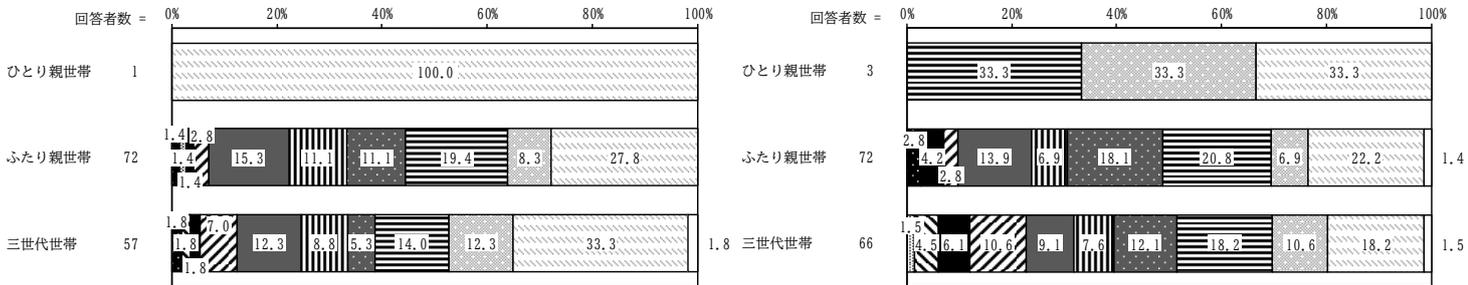
保護者調査では、「5点」の割合が22.1%と最も高く、次いで「6点」「8点」の割合が13.8%となっており、生活困窮別にみると、困窮度が下がるほど「5点」「6点」「8点」の割合が高く、「3点」「4点」の割合が低くなっています。

小学生調査

中学生調査



【家族構成別】



保護者調査

【生活困窮別（保護者調査）】

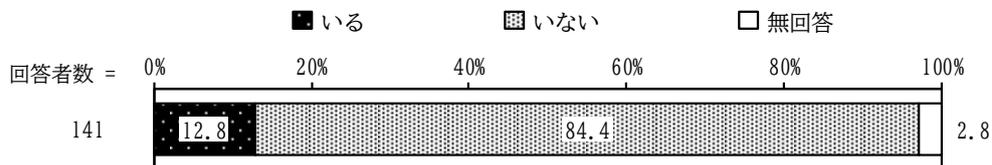


※ 生活困窮別は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターの手法を参考に、こどもの生活における「生活困難」を以下の3つの要素「① 低所得」「② 家計の逼迫(ひっぱく)」「③ こどもの体験や所有物の欠如」から分類しました。

(4) ヤングケアラー（家族等のお世話など）の状況

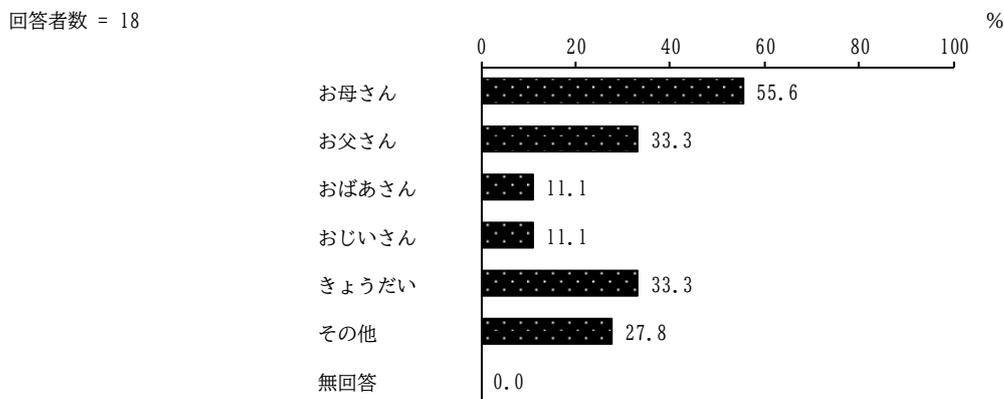
① 家族の中に自分がお世話をする人がいるか

中学生調査では、「いる」の割合が12.8%、「いない」の割合が84.4%となっています。



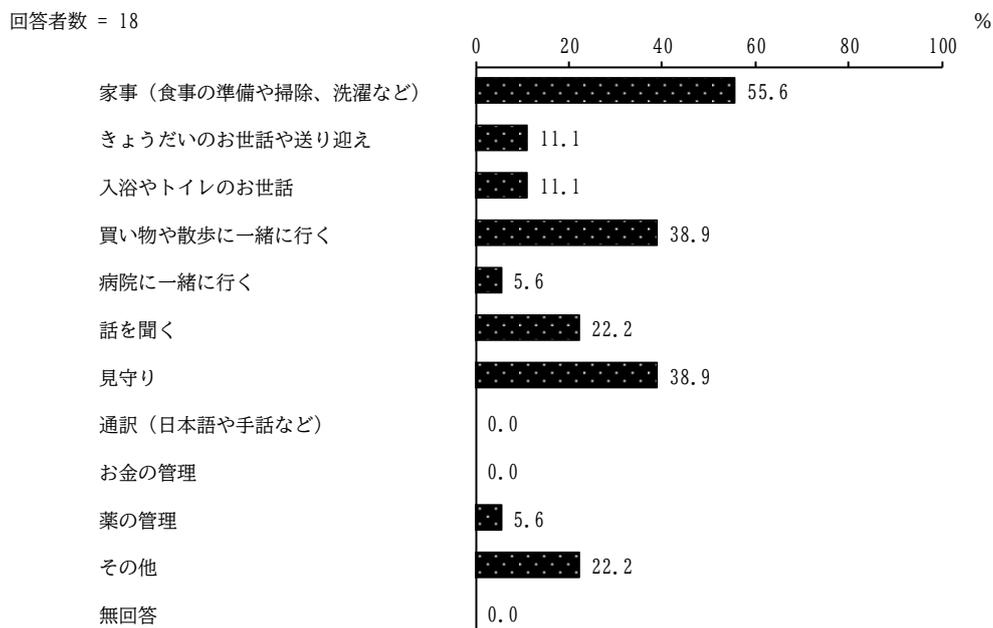
② お世話をしている人

中学生調査では、「お母さん」の割合が55.6%と最も高く、次いで「お父さん」、「きょうだい」の割合が33.3%となっています。



③ どのようなお世話をしているか

中学生調査では、「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」の割合が55.6%と最も高く、次いで「買い物や散歩と一緒にいく」、「見守り」の割合が38.9%となっています。



4 ワークショップ結果

(1) 実施目的

令和8年度からスタートする「こども計画」の策定に向けて、若者・子育て世代の意見を取り入れるため、若者・子育て世代を対象に任意参加型のワークショップを実施しました。

(2) ワークショップの日程・参加者

開催日時	令和7年10月3日(金)
開催場所	永平寺町役場3階大会議室
参加者	12人(大学生4人、社会人4人、子育て世代4人)

(3) ワークショップ

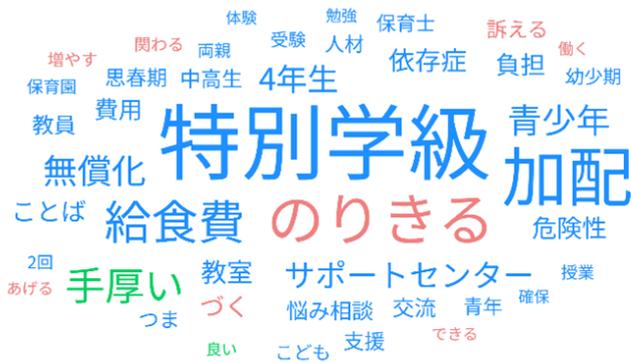
若者や子育て世代が、「子どもの成長を支える環境づくり」について話し合いました。永平寺町の良い点や改善が必要だと感じる点を参考にしながら、理想的な暮らしや子どもの成長を支える環境について意見を出し合い、それぞれがキーワードを付箋に書いて模造紙に貼り付けながら整理しました。それぞれの世代に応じた多数のキーワードの提案がありました。

テーマ	個別テーマ
子どもの成長を支える環境づくりを語り合おう！	A 子どもの遊び場について(居場所)
	B 子育て支援施策について(今後あるといいな施策、幼稚園・学校のこと)
	C 子育て情報発信について
	D 年齢に合わせた支援

～ ディスカッションの様子 ～



【 テキストマイニング分析 】



【 主な意見 】

C 子育て情報発信について
・ 町民が任意で利用できるアプリを作り、情報を提供する
・ インスタグラム Tik Tok (SNSを利用する方が多い)
・ パパに向けての講座
・ 大手子供用品メーカーとタイアップで永平寺町の子育てアピール
・ 幼稚園で動画配信
・ 結婚相談所で永平寺町の子育てアピール
・ ファミール (写真つきだとわかりやすい)
・ Tver (地域でCMをしぼれたはず?)
・ キャラをもちいる 等

D 年齢に合わせた支援
・ 支援が必要な子に手厚く関わってあげたい (加配、特別学級など)
・ お勉強サポート教室
・ スマホの危険性を訴える授業
・ 中高生の交流の場があると良い
・ 保育園の給食費の完全無償化
・ 思春期をのりきろう！両親の悩み相談 (ラインなど) 等

(5) ワークショップのまとめ

子どもの遊び場については、公園の遊具の種類を増やしてほしいという声や、天候に左右されず遊べる室内遊び場の充実を望む意見が寄せられました。安全面ではフェンスの設置や草刈りなどの整備が求められています。

子育て支援施策については、幼稚園同士の定期的な交流会、長期休暇中に利用できる居場所の確保など、多様な支援が求められています。

子育て情報発信については、SNSやアプリ、地域雑誌などを活用した情報発信の強化が望まれています。イベントや動画配信、企業とのタイアップなどを通じて、永平寺町の子育て環境の魅力を広く伝える工夫が求められます。

年齢に合わせた支援については、保育士や教員の人材確保をはじめ、幼少期から青年期までの段階的な支援が求められています。

オブザーバーからは、子育て情報発信における情報の到達範囲の限定性や、受け手の情報理解力の課題が指摘されました。また、人口減少に伴う地域協力の困難化により、将来的な見通しの一つの事例として送迎サービスや遠隔授業の必要性、さらに、保育人材の不足や育成の課題も挙げられました。

5 第二期計画の量の見込みと実績

(1) 幼児期の教育・保育の提供状況

教育・保育事業【子育て支援課】

1号認定は、令和2年度から令和4年度にかけて量の見込みを上回る実績で推移していたものの、令和5年度では量の見込みを下回っています。2号認定は、概ね見込み通りの数値で推移しています。3号認定は、0歳では令和2年度から令和5年度にかけて量の見込みを上回る実績で推移しています。1-2歳ではすべての年度において量の見込みを上回っています。

○ 1号認定

単位：実利用人数（人）/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号	1号	1号	1号	1号
量の見込み	50人	48人	102人	101人	98人
実績	58人	52人	57人	27人	26人

○ 2・3号認定

単位：実利用人数（人）/年間

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	330人	46人	193人	317人	45人	189人	328人	44人	188人
実績	329人	58人	204人	308人	58人	213人	322人	62人	219人

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	324人	44人	184人	312人	43人	182人
実績	348人	52人	219人	338人	54人	211人

(2) 地域子ども・子育て支援事業計画の提供状況

延長保育事業【子育て支援課】

● 概要

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長する形で保育を行う事業です。

● 現状

100人前後の推移を見込んでいましたが、すべての年度において量の見込みを大きく下回り、令和5年度では12人となっています。

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	103人	100人	102人	101人	98人
実績	11人	9人	7人	12人	6人

子育て短期支援事業【子育て支援課】

(松岡子育て支援センター、永平寺子育て支援センター、上志比子育て支援センター運営事業)

● 概要

保護者の疾病や仕事などの理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を対象に、必要な保護を提供する事業です。

● 現状

令和3年度では実績が量の見込みを上回っていましたが、令和4年度と令和5年度では量の見込みを下回りました。

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4人日	3人日	4人日	4人日	3人日
実績	4人日	20人日	2人日	0人日	1人日

地域子育て支援拠点事業【子育て支援課】

● 概要

乳幼児とその保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談対応や情報提供、助言、その他の支援を行う事業です。

● 現状

令和2年度では実績が量の見込みを上回っていましたが、令和3年度と令和4年度では量の見込みを下回りました。令和5年度は再び実績が量の見込みを上回っています。

単位：延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7,571人回	7,416人回	7,328人回	7,217人回	7,106人回
実績	7,944人回	5,742人回	6,201人回	7,612人回	7,583人回

幼稚園児を対象とした一時預かり事業【子育て支援課】

● 概要

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間の時間帯に認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などで一時的に預かり、必要な保護を提供する事業です。

● 現状

令和2年度から令和4年度にかけて実績は13,000人日～14,000人日で推移していましたが、令和5年度では減少し、5,027人日となっています。

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,520人日	11,040人日	11,520人日	11,520人日	11,040人日
実績	13,728人日	13,046人日	13,552人日	5,027人日	5,528人日

その他の一時預かり事業【子育て支援課】

● 現状

すべての年度で実績が量の見込みを下回っていますが、実績は増加傾向で推移しています。

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	368人日	357人日	362人日	359人日	349人日
実績	82人日	128人日	205人日	340人日	303人日

病児・病後児保育事業【子育て支援課】

● 概要

病気や病気回復期にある児童を対象に、保護者が就労などの理由で保育ができない場合、病児保育施設や病児保育に対応した保育施設で児童を預かる事業です。

● 現状

令和2年度から令和4年度にかけて実績は量の見込みを下回っていましたが、増加傾向で推移し、令和5年度では実績が量の見込みを上回っています。

単位：延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	228人日	221人日	224人日	222人日	216人日
実績	63人日	147人日	197人日	229人日	299人日

利用者支援事業【子育て支援課】

● 概要

こどもやその保護者の身近な場所で、地域における子ども・子育て支援に関し、相談対応や助言を行うとともに、関係機関との連携や調整を総合的に実施する事業です。

● 現状

令和2年度以降、3か所で事業を継続しています。

単位：か所数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

放課後児童健全育成事業【子育て支援課】

● 概要

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を対象に、放課後に児童福祉施設などを利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

● 現状

低学年では令和2年度以降の実績は量の見込みを下回っており、減少傾向で推移しています。

高学年では令和2年度以降の実績は量の見込みを下回っており、80人～100人の間で増減を繰り返しながら推移しています。

○ 小学校低学年

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	269人	269人	254人	250人	256人
実績	267人	236人	219人	217人	243人

○ 小学校高学年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	125人	134人	133人	138人	145人
実績	80人	100人	87人	100人	119人

乳児家庭全戸訪問事業【福祉保健課】

● 概要

生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況や養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報を提供し、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげる事業です。

● 現状

令和2年度では実績が見込値通りとなっており、令和3年度以降は実績が量の見込みを上回っています。

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	106人	104人	101人	101人	99人
実績	106人	107人	114人	104人	82人

養育支援訪問事業【子育て支援課】

● 概要

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、または妊娠・出産・育児期において養育支援を特に必要とする家庭に関する保健医療の連携体制に基づく情報提供や関係機関からの連絡・通告等をもとに、支援が特に必要と判断された家庭を対象とした事業です。

● 現状

令和2年度以降、実績が量の見込みを上回っています。

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
実績	15人	15人	20人	15人	40人

妊婦健診事業【福祉保健課】

● 概要

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進や妊婦の生活習慣の改善を目的として、健康診査を実施する事業です。

● 現状

令和2年度以降、実績は減少傾向で推移しており、令和4年度以降では実績が量の見込みを下回っています。

単位：実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	115人	112人	112人	110人	109人
実績	121人	120人	106人	96人	107人

6 基本目標に基づく取り組みの現状

基本目標Ⅰ こどもの成長を支える環境づくり

質の高い教育・保育の提供 主な取り組み

● 「地域・学校・家庭・幼稚園・幼児園との連携活動事業」

教育内容や指導方法を共有することで、こどもたちの円滑な接続を目的とし、幼小連携研究会、小中連携研究会を年に2回ずつ開催しました。また、幼小及び小中の移行支援会議を年に2回開催しました。

● 「中学生の保育体験学習」

「家庭科・保育」の授業において、中学生が幼稚園児とふれあう体験学習を令和5年度より再開しました。3中学校で、3年生が近隣の幼児園に出向き、おもちゃ等の遊ぶ道具を作り、幼児園、幼稚園へ配布しました。

● 「学校図書館の充実」

小学校や園に出向き、ブックトークやおはなし会を実施しています。「永平寺町子どもの読書活動推進計画」を策定し、町内の読書環境の充実を図るとともに、令和5年度より学校の図書館担当者との連絡会（年1回）を開始し、連携の促進を図りました。

さまざまな保育事業の充実 主な取り組み

● 「子育て支援事業」

1歳未満のこどもとその保護者の交流や相談の機会の充実にむけて、「ママのためのおしゃべりサロン」を保健センターで毎週水曜日に実施しました。新型コロナウイルスまん延の時期は開催を見合わせた時期もありましたが、令和4年度には通常どおり再開し、ベビーピクスや身体測定等を行っています。

● 「地域子育て支援センター事業の充実」

未就園児を対象に外部講師やマイスターを招いた行事や季節の活動、保健師による身体測定や育児相談などを毎月5回実施しました。保護者が楽しめる活動内容も取り入れ、保護者同士の交流の場を提供しました。

● 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実」

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生～6年生の児童に対し、小学校単位で8児童クラブの運営を継続しています。毎年、全クラブで350人前後の利用がありました。

- 「病児デイケア促進事業（病児保育・病後児保育）」

生後2か月から小学校6年生まで町指定の病院で病児保育（5か所）・病後児保育（6か所）を実施し、病気で集団保育が困難な児童の一時預かりを実施しました。

- 「すみずみ子育てサポート事業」

就学前児童がいる家庭に対して、掃除や買い物等の生活支援と一時預かりを提供しました。生活支援は年間250人前後、一時預かりは年間200人前後の利用がありました。

健康づくりの推進 主な取り組み

- 「乳幼児健診の充実」

1歳6ヶ月児と3歳児を対象に健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な支援につなげました。令和5年度は、1歳6ヶ月児健診の受診者が121人、3歳児健診の受診者が126人となっています。

- 「給食における地産地消の推進」

給食で使用する食材は、町内産の食材を使用するよう努めました。また、福井県の「いちほまれ給食推進事業」により、年間2カ月間（11月、12月）永平寺町内産特別栽培米いちほまれを学校給食へ提供するなど地産地消の推進を図りました。

専門的支援等の充実 主な取り組み

- 「障がい児保育とふれあい保育の実施」

保育カウンセラーや保健師が園を巡回し、集団での支援方法をアドバイスしながら成長・発達につなげています。また、気がかりな児童についても「早期発見・早期支援・途切れない支援」を実現するために、成長・発達などについて、保護者の方と一緒に考え、支援を行っています。

- 「専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり」

スクールカウンセラーを各中学校に1名ずつ拠点校方式で配置し、中学校区内の小学校においても活用しています。また、学校教育支援員を活用した「適応指導教室」、福井県立大学との連携における「学校インターンシップ・心のパートナー」等の取り組みを実施し、ともに連携をとりながらこどもの心の問題に対応しています。

- 「永平寺町要保護児童対策地域協議会事業」

実務者会議を年4回、代表者会議を年1回、状況に応じて個別ケース会議を実施し、多機関における情報共有と問題の整理・適切な援助方策の検討を行っています。特定妊婦、障がい児、ひとり親、精神疾患のある保護者については医療・保健・教育・福祉の各関係機関と連携しながら家庭訪問や面談を実施しました。

● 「包括的な支援体制の構築」

子育て世代包括支援センターの定例会を月1回実施し、保健センターの保健師と子育て支援課の職員で支援が必要な子どもや保護者について情報を共有しました。特に障がい福祉サービスや専門機関につながっていないケースが多く、個別に相談を受けつけるほか、家庭訪問やケース会議において母子ともに安心して過ごすことのできる調整機関を担っています。

子育てネットワークの確立と地域活性化 主な取り組み

● 「若者の出会い交流の場の提供」

婦人福祉協議会の結婚相談員による相談、イベントの開催、ふくい結婚応援協議会によりマッチングアプリやその他のイベントの開催を実施しました。結婚相談会を年33回実施しました。

基本目標Ⅱ 家庭における子育ての充実

家庭の子育て力の向上 主な取り組み

● 「青少年健全育成活動の実施」

毎年8月ごろ「少年の主張コンクール」などの青少年育成に関する地域講演会や講座などを開き、乳幼児から思春期までの家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供しました。また、子育てサポートや家庭教育アドバイザーの配置などにより子育てに関する相談体制を継続しています。

● 「男女共同参画推進計画の充実」

男女が性別に関係なく自分らしく生きることができるよう、男女共同参画ネットワーク等の団体と連携を行い、社会教育活動の一環として包括的となるような活動を行いました。令和4年3月に「第三次 えいへいじ男女共同参画計画」を策定し、いっそう誰もが性別にかかわらず個性を尊重され、安心して暮らせる社会の実現の推進を行っています。

● 「放課後活動定休日」の推進」

教員の働き方改革により、部活動休養日を毎週水曜日と日曜日（原則）と定め、こどもを家庭に返し、子育て中の家族が話し合い、楽しみ合えるよう、家族みんながそろそろ家族時間が持てる環境づくりに努めました。

相談事業の充実 主な取り組み

● 「保健センターにおける育児相談の充実」

保健センターにおいて保健師の相談を実施し、妊娠期から子育て期において育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを整備しました。

● 「ひとり親家庭への窓口相談の充実」

窓口相談では子育てする上での相談指導や社会自立に必要な情報の提供等、支援の充実を図りました。また、福井健康福祉センターと相談内容を共有し、ひとり親家庭への就学支援や就労支援を行いました。

● 「子育て相談会」の実施」

「ことばの相談会」として言語聴覚士を講師として、ことばに関して、発音等を中心に相談会を実施し、こどもの発達に応じた指導・助言を行い、ことばを中心に課題解決となる支援を行いました。個別に相談をするため、具体的な方法で支援することができました。

経済的支援の充実 主な取り組み

● 「幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減」

すくすく保育支援事業による、第3子以降の保育料無償化を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図りました。令和5年度は延べ662人が事業を利用しました。

● 「特別児童扶養手当の支給」

特別児童扶養手当に関する情報について、毎年ホームページや広報で周知を図るとともに主治医や窓口での案内も行いました。令和5年度末時点で1級7名、2級31名に手当を支給しています。

● 「妊婦のための支援給付金制度」

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができるように、伴走型相談支援を行うとともに、妊娠した方への経済的支援として、妊婦のための支援給付金を2回に分けて給付・支給します。(10万円)

情報発信・情報提供の推進 主な取り組み

● 「子育て支援に関する情報の周知」

町広報誌やホームページを活用し、子育てに関する情報や子育て支援サービスの情報を、子育て世代へ周知を行うとともに、制度について変更等が生じる場合、都度ホームページ等で広く周知するよう努めました。

● 「SNSを活用した情報発信の検討」

主に、幼稚園・幼稚園の保育の様子、子育て支援情報を発信しました。子育て支援情報については、入園申請等、適時適切に発信できました。

基本目標Ⅲ こどもが安心・安全に暮らせる環境づくり

施設・環境の整備 主な取り組み

● 「公園整備の充実」

令和2年度、4年度、6年度に公園遊具の計画的な修繕・整備を行い、遊具の欠陥による事故は発生しませんでした。

● 「歩道や街灯の整備の充実」

こどもたちが安心して道を歩くことができるよう、各地区の街灯の整備を進めました。上志比地区において歩道整備工事を実施しました。また、隣接する圃場へ転落しないよう転落防止柵を合わせて設置しました。地区要望に対して防犯灯を設置するなど、安全なまちづくりを推進し、地区内の犯罪防止に努めました。

● 「公共施設のバリアフリー化の実施」

令和3年度に役場本庁と永平寺支所の駐車場から1階窓口までの点字シート設置工事や、令和4年度に役場本庁のトイレ改修工事により和式から洋式への改修工事を実施しました。施設の一部スロープ化や手すり等の設置を行っているものの、施設全体のバリアフリー化には至っていません。

● 「コミュニティバス運行の充実」

令和5年度に、コミュニティバスのダイヤ及びルートの見直しを行い、令和6年4月より実施しました。御陵・吉野コースは、利用者の現況・ニーズを考慮して、利用者が少ない時間帯の減便を行いました。上志比コースは、便数に変更はありませんが、重複したルートを見直し、時間の短縮（11分）を行いました。

安心・安全のまちづくり 主な取り組み

● 「園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実」

幼稚園・幼児園・小学校・中学校やその他の公共の施設を利用して児童の交通安全を確保するための諸活動を実施し、児童の意識の高揚に努めました。幼児園児対象交通安全教室（町内7幼児園・1幼稚園・年4回）、小中学生対象自転車教室等（町内9小中学校）を実施しました。

● 「交通指導員による交通安全活動の充実」

交通安全広報活動を通して、住民全体に交通安全を呼びかけるとともに、こどもを持つ家庭に対しては家族全体で交通安全に取り組むように働きかけました。職員による主要交差点での早朝一斉街頭指導（年4回）、幼児園児へ交通安全だよりの配布（年1回）を実施しました。

● 「災害時の対策・対応の強化」

各学校・園にて、火災や地震を想定した避難訓練を通して、災害発生時の対応の確認を行うとともに、総合防災情報システムからの災害情報により、子どもたちの安全の確保につなげます。

7 課題のまとめ

(1) こどもの成長を支える環境づくり

- アンケート調査結果をみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」など放課後に安心して過ごすことのできる居場所へのニーズが非常に高くなっています。子育て中の保護者の交流や、こどもの心身の健康の保持、増進のためにも、安心して過ごせる環境の確保は重要です。地域子育て支援拠点事業等の就学前児童の遊びや交流環境の充実に取り組むとともに、小学生も活用できる公園の充実や安全確保、また地域と連携した多様な居場所の確保等に取り組む必要があります。
- 全国的に障がい特性を持ったこどもや、外国にルーツを持ったこども等が増加しており、保育ニーズが多様化しています。一方で、アンケート調査結果をみると、「発達障がい児・児童虐待に対する支援」「ひとり親家庭など様々な状況にある家庭への支援」の満足度は前回調査と比較して減少しています。多様化・複雑化する保育ニーズに対する支援の拡充を行うとともに、関係機関や専門機関と連携した支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 家庭における子育ての充実

- 女性の就業率が向上し、産前産後も退職せずキャリアを維持する方が増えており、今まで以上に仕事と子育ての両立支援が求められています。アンケート調査結果より育児休業の取得状況をみると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」の割合が前回と比較して増加しています。一方で、母親と父親の取得状況には依然隔たりがみられ、改善されていないことがうかがえます。育児休業を取得していない理由において、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、父親では「職場に育児休業を取得しにくい雰囲気があった」がともに約4割となっており、職場における育児休業に対する取り組みへ理解不足が阻害要因となっていることが想定されます。今後は、浸透しつつある育児休業に対し、企業への周知啓発を拡充し、理解を深めていくことが必要と考えられます。
- アンケート調査結果より本町における同居家族の状況についてみると、「祖父母との同居」が前回調査と比較し、大きく減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。このような背景から祖父母や友人等に子育てを頼ることのできる家庭が減少していることが考えられ、不安や悩みを抱えやすい環境につながる恐れがあります。令和7年度より設置する「こども家庭センター」を中心に行政等の相談機関の充実が求められます。

(3) こどもが安心・安全に暮らせる環境づくり

- こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっているなか、人為的な危険だけではなく、台風・地震等の自然災害についても近年大きな被害が発生しており、地域におけるこどもの安心・安全について関心が高まっています。本町においては、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていますが、地域ボランティアの高齢化が進むなど、人材確保が難しくなっている状況にあります。

(4) こども・若者の成長・自立について

- こどもの生活実態調査結果をみると、中学生調査で家族のお世話をしていると回答した割合は1割強となっています。また、その中の7割弱が「お母さん」のお世話をしていると回答しており、お世話の内訳では、「家事」が6割弱、「買い物、見守り」が4割弱となっています。結果から家族等のお世話をしている状況が伺えますが、ヤングケアラーは問題が表面化しにくいことから、若者が相談できる体制の充実やヤングケアラーの早期発見に結び付くよう、必要な機関や人につなぐことが重要となります。
- 子どもの生活実態調査結果から生活の満足度について、小中学生は全般的に10点から7点の割合が高くなっている一方で、保護者は5点の割合が高くなっています。保護者が現在必要としている支援として、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が多く挙げられていることから、教育費等の経済的支援の充実が生活の満足度の向上につながると考えられます。
- ワークショップでは遊び場について、公園の遊具の種類を増やしてほしいという声や、天候に左右されず遊べる室内遊び場の充実を望む意見が寄せられました。また、子どもの生活実態調査では、小学生調査で永平寺町にあっという間と思うものについて「公園・遊び場の充実」が最も多く挙げられていることから、こどもたちが気軽に集まることのできる公園や屋内施設等の遊び場の整備が必要となります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは次代の主人公であり、地域の宝です。そして、そのこどもの健やかな成長が、地域の明るい未来につながると考えます。こどもの成長には、こどもの人権と個性を大切にし、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、こどもの視点に立ち、健やかに成長できる支援の充実が必要です。

そのためには、家庭だけではなく、行政や地域、学校、企業等の多様な主体が「こどもまんなか」の視点を持ちながらそれぞれの役割を認識し、社会全体で子ども・子育てを支える体制の充実を図り、こどもや家庭の成長を後押しすることが重要となります。

本町では、第二期計画において「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子ども・子育てを通じて、すべての人が幸福や喜びを感じながら、希望を持って生活できるまちを目指して取り組んできました。

本計画では、第二期計画から引き続き「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、こどもが健やかにのびのびと暮らすことができる基盤整備を進めるとともに、こども・家庭・地域が希望を持って生活できるまちの実現を目指します。

～ 基本理念 ～

すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指すため、次の4つの基本目標を定めます。

I. こどもの成長を支える環境づくり

本町で育つすべてのこどもが、家族や地域の人々との温かいふれあいのもと、基本的な生活習慣や社会性を身につけながら、自分らしくのびのびと成長し、幸せに暮らすことができるよう、地域全体で子ども子育てを支える「子育てネットワーク」を強化するとともに、障がい児や外国にルーツを持つこどもに対しても、専門機関等と連携した支援の推進を図ります。

また、こどもの基本的な生活習慣の確立や身の自立、就学を見据えた学習意欲の形成にむけて、教育・保育の利用を希望するすべてのこどもに、分け隔てなく良質かつ適切な内容及び水準で提供できる体制の確保に努めます。

II. 切れ目のない支援の充実

仕事や子育てといったライフプラン実現に向けて、企業等と連携した男女共同参画の推進や、家庭の状況に応じた相談支援に取り組めます。

また、こどもが健やかに育つためには、両親をはじめその家庭が不安や悩みを抱えず、安心して生活できることが重要であり、こども家庭センターを中核とした妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組むとともに、各家庭の状況に応じた経済的支援や就労支援に取り組めます。

III. こどもが安心・安全に暮らせる環境づくり

近年、全国的にこどもが巻き込まれる事件・事故が社会問題となっているほか、地震や大雨による大規模災害が多発しており、こどもの安全確保が重要な課題となっています。こどもが地域で安心・安全に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を図るとともに、公園や道路環境の設備を充実し、ソフト面からハード面まで地域全体において、こどもが安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

IV. こども・若者の成長・自立への支援

すべてのこども・若者が心身や環境に関係なく、将来にわたって幸せに暮らせる社会の実現に向けて、こどもを権利の主体と認め、多様性を尊重し、社会全体で支える体制を強化します。

また、安心できる遊び場の整備やこども同士が集まれる居場所を提供するとともに、こどもの意見を尊重した教育や意見表明の場の提供など、こどもたちが活躍し自立できる機会づくりを支援します。

3 施策の体系

(1) 第三期 永平寺町子ども・子育て支援事業計画に基づいた体系案

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

すくすく・のびのび
子どもが輝くまち・えいへい

I こども・若者の
成長を支える
環境づくり

(1) 質の高い教育・保育の提供

(2) さまざまな保育事業の充実

(3) 健康づくりの推進

(4) 専門的支援等の充実

(5) 子育てネットワークの確立と地域活性化

II 切れ目のない支援の
充実

(1) ライフプラン実現に向けた切れ目ない
支援の推進

(2) 家庭の子育て力の向上

(3) 相談事業の充実

(4) 経済的支援の充実

(5) 情報発信・情報提供の推進

III こども・若者が
安心・安全に
暮らせる環境づくり

(1) 施設・環境の整備

(2) 安全・安心のまちづくり

IV こども・若者の成
長・自立への支援

(1) こども・若者が権利の主体であることの
社会全体での共有等

(2) こどもまんなかまちづくり

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

(4) こども・若者の自殺対策

第 4 章

施策の展開

基本目標Ⅰ こども・若者の成長を支える環境づくり

【現状と課題】

近年、家庭の就労形態の変化により、保護者が求める教育・保育に対するニーズも多様化しています。

このような社会潮流のなかにおいて、すべてのこどもの健やかな成長を実現するためには、就学前児童期から切れ目のない質の高い教育や保育を受けることができる環境づくりを進めていく必要があります。

本町では、3～5歳児の幼児教育内容の統合や、小学校・中学校との接続及び連携強化により、教育を受ける条件の一元化を図るとともに、幼稚園の保育時間の延長や、幼稚園・幼児園の職員配置の弾力化も進めてきました。

今後は、入園児童数が減少している幼稚園・幼稚園のあり方を検討するとともに、幼稚園・幼稚園におけるサービスを拡充する等、選択と集中を進め、教育・保育の充実に努めます。

また、放課後の居場所づくりとしてニーズが高まっている放課後児童クラブについては、小学校単位でクラブを開設しています。今後は、多様化するニーズに対し、より柔軟に対応できる体制を構築し、こどもの居場所づくりの充実に努めます。

こどもが生まれ、健やかに成長をしていくためには、こどもの健康はもちろん、保護者の健康も重要であり、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて母子の健康確保を踏まえた支援の充実が必要になります。母子等の健康の保持増進、疾病予防や早期発見に向けた母子保健事業を推進します。

アンケート調査より施策の満足度をみると、「保育サービス」では約5割、「妊娠・出産に対する支援」では、約4割の方が満足しており、不満はともに1割以下となっていることから、一定の支持を得ていると考えられます。今後は施策を継続しつつ、より満足度を向上させる事業の充実に努めます。

また、近年問題となっている、こどもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高いこども、家庭に対しては、こども家庭センターをはじめとする、関係機関が連携し、さまざまなケースに合わせた柔軟な相談体制を構築することで、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。

【 取り組み 】

(1) 質の高い教育・保育の提供

施策	内容	担当	今後の方向性
学力向上策の取り組み	個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、基礎学力の向上を図るため、指導方法の工夫・改善に努めます。授業においては、探求学習、発展学習、補充学習など、多様な学習活動を展開し、その質の向上に努めます。	学校教育課	継続
地域・学校・家庭・幼稚園・幼児園との連携活動事業	幼稚園・幼児園・小学校・中学校が連携を図るために、連携研究会や移行支援会議等を実施するとともに交流活動や教員の研修を行います。また、ふるさと教育を通して児童生徒の地域への愛着を育み、地域貢献活動への積極的な参加を促し、地域に開かれた学校づくりと地域全体でこどもを育てる環境づくりを進めます。	学校教育課	継続
幼稚園・幼児園における幼児教育体制の整備	「保育時間の一元化と弾力化」、「3～5歳児の幼児教育内容の統合」、「幼稚園と幼児園の人事交流」、「小学校・中学校との接続及び連携強化」により、幼児教育の一元化を推進します。	子育て支援課	継続
生きる力を育むための特色ある幼児教育の推進	こども一人ひとりを大切に保育、生きる力のもととなる5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の力が身につく保育に関する研究を幼稚園と幼児園共同で推進します。家庭と園が一体となった幼児教育の推進として「保護者との信頼関係づくり」、「子育て情報の提供」、「保護者の園活動への参画」、「保護者会活動の充実」、「保護者の保育体験活動への参画」等、各園が特色ある取り組みを実施します。こどもの生きる力を育むために地域と連携した交流活動や幼児園・幼稚園・小学校・中学校間の相互理解により、基本的な幼児教育・学校教育の方針、指導の流れが一貫したものとなるよう努めます。園活動のなかで幼児に多様な体験活動を体験させるために、地域の人材バンクを活用し「遊びのなかで学べるクラブ活動」を推進します。	子育て支援課	継続
生き方の教育の実施	生き方の教育として命の大切さ、豊かな心を育成するために、家庭と連携を取りながら学年に応じた道徳教育や人権教育に取り組みます。また、いじめや不登校は、「どのこどもにも起こりうる」という認識に立ち、専門家や関係機関、地域・家庭と連携しつつ、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に「チーム学校」で取り組みます。さらに、デジタル技術の急速な進化を踏まえ、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育にも取り組みます。	学校教育課	見直し・改善

施策	内容	担当	今後の方向性
幼稚園・幼児園の弾力的な運営	「どうしたら幼児が安定した環境のなかで大切な幼児期を過ごすことができるのか」、「幼児教育を受ける条件に差があってはならない」を基本理念とした幼保の一元化を進め、入園から就学にいたるまでの保育内容の充実を図ります。また、小学校との連携を深め、切れ目のない支援に努めます。	子育て支援課	継続
幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化	幼児園の保育時間を7時から19時、幼稚園においても通常18時までとし、弾力的時間帯として14時まで、16時まで、18時までの保育と、延長保育として19時までの保育を引き続き継続します。	子育て支援課	継続
幼稚園・幼児園の教育内容の統合	幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が開けるように幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容を踏まえた同一カリキュラムを作成し、どの施設においても適切な幼児教育を受けることができるようにします。また、基礎基本の保育の他に、外部講師を活用した「遊びのなかで学べるクラブ活動」を引き続き実施します。	子育て支援課	継続
スポーツ少年団活動の推進及び文化芸術及びスポーツ活動の地域移行	心身ともに健康な青少年の健全育成のために、スポーツ少年団への積極的な参加を促します。部活動等においては、地域のエキスパートを活用しながら地域移行を図ります。	学校教育課 生涯学習課	見直し・改善
異年齢児交流事業	幼稚園・幼児園の園児が未就園児・小学生とともに行事に参加することで、社会性を養いながら、地域のなかで兄弟・姉妹の関係づくりを推進します。	子育て支援課	継続
中学生の保育体験学習	中学生が長期休業中等を利用して、保育の体験学習ができる環境を整えます。中学生の「家庭科・保育」の授業において、幼児園児とふれあうことで自分を発見し、年下のこどもに思いやりが持てるように体験学習を行います。	学校教育課 子育て支援課	継続
安心して学べる場の充実	複式学級を解消し、学年に応じたきめ細やかな教育を提供できるよう努めます。また、児童のつまづきを早期に発見し、きめ細かな指導と支援を行うため、学校教育支援員による個別対応を推進します。	学校教育課	見直し・改善
総合的な学習の時間等による外部人材の活用	ふるさと教育を推進するため、各学校の実情に応じて、専門的な知識を持つ地域人材を活用します。小学校では、県が進める「地域と進める体験推進事業」を活用し、農業体験や林業体験を継続して実施するほか、地域住民や専門機関の方をアドバイザーや講師として迎え、総合的な学習の展開を図ります。さらに、地域の外国人講師を活用した外国語活動にも取り組み、国際理解教育を推進します。	学校教育課	見直し・改善
学校図書館の充実	町の図書館・司書との連携のもと、各学校の図書館の充実を図り、児童・生徒の健全な育成に努めます。	学校教育課 生涯学習課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
道徳教育の充実	教育活動全体を通して「礼の心」を重視した道徳教育を推進するとともに、児童・生徒が自己を見つめ、内省する機会を設け、思いやりや感謝の心を育む活動を展開します。生命の尊さを実感できる教育や自己肯定感を高める「福井県版ポジティブ教育」に取り組みます。	学校教育課	充実
家庭・地域・学校協議会活動の推進	校区内の有職者や保護者の客観的な意見を取り入れるために学校訪問、見学の日を設けるとともに、地域学校協議会を定期的に開催し、地域に開かれた学校づくり・学校運営に取り組みます。	学校教育課	継続
不適切保育の防止の推進	保育の資質向上と、不適切な保育の未然防止を目的とした「不適切な保育防止のためのガイドライン」を活用し、こどもの人権を守る保育に取り組めるよう研修会等を実施します。	子育て支援課	充実

(2) さまざまな保育事業の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援課・学校教育課・生涯学習課・福祉保健課・地域の専門機関との連携	幼稚園・幼児園・小学校・中学校連携のなかでは「連絡会の開催」「公開保育」「公開授業」「合同学習」「交流活動」「児童・生徒の保育体験」「就学前児童連絡会」等を開催します。福祉保健課との連携のなかでは、「要保護児童地域対策協議会事業」等を行います。地域の専門機関との連携のなかでは、「養護学校教諭との事例研修会」「県立大学看護学生の保育実習」「福井大学医学部看護学生の実習」の受け入れを実施します。	子育て支援課	継続
延長保育の充実	親の就労形態の多様化に伴う児童の保育需要に対応するため、幼児園で19時まで延長して保育を実施します。	子育て支援課	継続
一時預かりの充実	専業主婦を含むすべての子育て家庭が仕事の都合や急病、緊急事態、育児疲れにより一時的に保育が必要となった場合に、児童を幼児園で預かります。	子育て支援課	継続
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に通所していない6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えると同時に、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。また、満3歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえ、幼稚園とも連携した提供体制の確保に努めます。	子育て支援課	充実

施策	内容	担当	今後の方向性
地域活動事業の充実	家庭及び地域等の協力を得て、地域の自然、人材、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ、保育内容の充実を図り、こどもの社会性を養います。また、保護者会の協力を得ながら園運営や園行事を実施するとともに、地域の人材や、小中学校、大学や保健センター等と連携し、保育の充実を図ります。	子育て支援課	継続
地域子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、3か所の支援センターで子育て家庭への支援活動の企画、調整を行います。子育て家庭等に対する遊びや育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援、講師を招いての勉強会、子育て情報の提供等も行います。また、お父さんの子育て応援事業も実施します。	子育て支援課	継続
こども家庭センターの充実	情報提供やサービスの利用・相談支援等の子育て支援の総合的な拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。	子育て支援課	充実
児童館運営事業	健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施、並びに年長児童の自主的な活動に対する支援を行います。また、放課後児童クラブ事業の育成助長及びその指導者の育成を図ります。	子育て支援課	継続
公民館活動事業	未来の日本をつくる心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むための主な活動拠点として、地域の方々の参画を得てこどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、公民館企画講座や施設利用の推進を実施します。	生涯学習課	継続
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対し、放課後に児童福祉施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	子育て支援課	継続
図書館運営事業	乳幼児を対象に絵本の読み聞かせ等を行う「おもしろとしょかん」や、読み聞かせボランティアの育成を目指した「読み聞かせ講習会」を実施し、本を通じた創造性豊かな人づくりを推進します。また、絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる「ブックスタート事業」を推進します。	生涯学習課 子育て支援課	継続
病時デイケア促進事業(病時保育・病後児保育)	保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、児童の健康維持を図るため、病気で集団保育が困難な児童を一時的に預かる病時保育・病後児保育を実施します。	子育て支援課	充実

施策	内容	担当	今後の方向性
すみずみ子育てサポート事業	保護者が通院や冠婚葬祭等により子どもを家庭で保育することが困難な場合に、小学校3年生以下の子どもを対象にサービスを提供します。既存の子育て支援よりもきめ細かなサービスを提供することにより、子育て家庭の負担の軽減を図ります。また、2人以上の子どもを持つ世帯の経済的負担を軽減するために、第2子以降に対する利用者負担金を助成します。	子育て支援課	継続
夜間・短期入所保育事業	夜間や休日等において、一時的に子どもの養育が困難になった家庭を支援し、児童が安心して生活できる環境づくりを引き続き実施します。	子育て支援課	継続
永平寺町放課後子ども教室の充実	町内の社会教育施設を子どもたちの居場所（活動拠点）と位置づけ、放課後や週末の活動の充実を図ります。地域の大人を指導員として配置し安全管理を図りながら、地域で子どもたちを育みます。スポーツや文化活動・交流活動を、図書館、児童館、放課後児童クラブ等とタイアップしながら実施します。	子育て支援課	継続

(3) 健康づくりの推進

施策	内容	担当	今後の方向性
母子健康手帳の交付	妊娠届があった妊婦に母子健康手帳の交付を行い、相談を実施します。	福祉保健課	継続
乳児の育児相談	0歳児の子どもを持つ保護者同士の交流や情報交換の場として、保健師による育児相談や栄養相談、身長・体重測定のほか、講師を招いての講習会等を実施するとともに、周知に取り組みます。育児相談として3～5か月児を対象に保健相談等を実施します。	福祉保健課	継続
乳幼児健康診査	乳児（1か月、4か月、9～10か月児）健康診査、新生児聴覚検査、1歳6ヶ月児・3歳児健康診査を実施し、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、専門機関等への紹介等、適切な対応に努めます。	福祉保健課	継続
予防接種事業	指定医療機関において個別接種を実施しています。対象児への個人通知や広報誌での情報提供等を行います。	福祉保健課	継続
産後ケア事業	出産後1年以内の、サポートの必要な母子に対し、安心して育児ができるように、医療機関等で助産師等による授乳のケアや育児相談を行います。	福祉保健課 子育て支援課	充実
妊産婦健康診査事業	妊娠期及び産後の健康管理のため、医療機関等での健康診査費用を助成し、心身の不調を早期に発見します。	福祉保健課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
こどもの健康を守る会活動の充実	校医・嘱託医・薬剤師・学校長・教頭・園長・児童館長・保護者会長・給食主任・保健主任・養護教諭等を会員とする「子どもの健康を守る会」を設置し、こどもの健康に関する実態を把握し、健やかな成長を促すための指導方法について協議します。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課	継続
子の成長発達のための保健活動の充実	保健師による園への巡回指導訪問、保育者と保健師の研修により保健活動の充実を図ります。また、特別支援学校や専門機関との連携を深めながらふれあい保育の充実を図ります。	福祉保健課 子育て支援課	継続
親と子の健康支援の充実事業	妊産婦・乳幼児健診・訪問指導・健康相談等を実施し、母子の健康を支援します。母子保健事業等について広報等で周知啓発をします。	福祉保健課	継続
小児救急医療支援事業	休日や夜間における重症の小児救急患者を診療できる病院を確保するため、担当病院に対し補助金を交付します。	福祉保健課	継続
乳幼児の栄養指導や相談	母乳や離乳食、おやつ等乳幼児の発達に合わせた栄養指導を進めます。	福祉保健課	継続
乳幼児の歯科指導や相談	乳幼児の口腔衛生や虫歯予防について相談会や健診時に歯科指導や相談を実施します。	福祉保健課	継続
新生児・乳児・妊産婦等訪問指導	新生児や妊産婦、乳幼児に対し育児等不安がある場合などに訪問し相談を実施します。また、乳児家庭全戸訪問にて乳児産婦に家庭訪問を行い、健康管理や子育て支援を行います。	福祉保健課	継続
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	教科・学級指導では外部機関（警察・保健センター・子どもの健康を守る会等）と連携を図りながら、あらゆる機会を通して薬物乱用防止教育を実践します。また、インターネット等の情報への適切な接し方についても周知します。	学校教育課 福祉保健課	継続
給食における地産地消の推進	地域で生産された新鮮で安全な生産者の顔が見える食材を利用した給食を展開するとともに、野菜の栽培や稲刈りを通して、子どもたちの地域への理解、感謝の心を育てる「食育」を引き続き実施します。	学校教育課 子育て支援課 農林課	継続
幼稚園・幼児園栄養士・学校栄養職員による食指導の実施	乳幼児と児童・生徒が「食と健康」への関心を高め、望ましい食習慣を身につけることができるように、食育計画に基づいて指導します。幼稚園・幼児園においては、「行事食」、「旬のものを取り入れた給食」等を実施し、偏食予防の指導や食べることの大切さについて教えます。小・中学校においては、児童・生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康を管理できるように指導します。保護者に対しても、給食だよりの発信等により、食育に関する情報を提供します。	学校教育課 子育て支援課	継続

(4) 専門的支援等の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
児童福祉施設等の苦情解決窓口の設置と運営の充実	子育て支援課に、幼児園等児童福祉施設において提供するサービスに対して、利用者からの苦情を適切に解決するための窓口を置き、良質なサービスの提供に努めます。	子育て支援課	継続
障がい児福祉サービスの給付	在宅で生活する障がいを持つこどもに対し、日常生活や集団生活のために必要な訓練を行う「通所サービス」、在宅生活をサポートする「居宅サービス」を提供し、当該児童の発達や自立を支援します。	子育て支援課	継続
未熟児養育医療	医療を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	福祉保健課	継続
障がい児保育とふれあい保育の実施	重度の障がいを持つ児童及び中程度の障がいがあり、児童相談所等の公的機関が認めた児童に対しても、集団のなかで保育を行い、障がいを持つ児童の社会性の成長・発達を育みます。	子育て支援課	継続
特別支援教育事業	共生社会の実現を目指し、障がいの有無に関わらず、こどもたちがお互いを理解し合い、ともに学ぶインクルーシブな教育環境の整備に努めます。そのために、校内支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行い、こどもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援します。	学校教育課 子育て支援課	継続
民生児童委員活動事業	地域の学校・地域住民・児童に関する関係機関と連携、交流することを通じてこどもや家庭に対する相談・援助活動に努めます。また、不登校・引きこもり児童に関する機関との情報交換により、見守り・支援を進めます。	福祉保健課	継続
専門的な相談体制の整備、関係機関とのネットワークづくり	「スクールカウンセラー」、「適応指導教室」、「心のパートナー」等の取り組みを行い、ともに連携をとりながらこどもの心の問題に対応するとともに、こどもだけでなくその保護者の相談活動を実施します。また、教員に対してスクールカウンセラーによる研修も引き続き実施します。	学校教育課	継続
永平寺町青少年愛護センターの設置と運営の充実	「大人が変われば子どもも変わる」を重点目標に、「補導活動の充実」、「環境浄化活動」、「青少年健全育成活動の推進」、「広報啓発活動」、「諸関係機関との連携強化」を実施し、こどもを取り巻く有害環境改善の徹底を図ります。	生涯学習課	継続
青少年育成永平寺町民会議事業	「青少年育成県民会議への参加」、「指導者研修会への参加」、「青少年非行防止県民一斉行動の実施」等を通して、青少年を非行や犯罪等から守るための取り組みの推進に努めます。	生涯学習課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
永平寺町人権推進事業	人権擁護委員と町担当課が連携して、住民の人権を守るため人権相談日を月1回定期的に開催し、地域住民からの相談を受けつけます。	総務課	継続
永平寺町要保護児童対策地域協議会事業	被虐待児童の発見からサポートに至るまでの体制を確立し、被虐待児童の把握、関係機関との連携、事例研修、地域社会への啓発活動等を実施します。また、定期的に学校や施設訪問を行い、気がかりな事柄の有無等を確認し、関係機関との連絡や調査を実施します。	子育て支援課	継続
要保護児童対策地域協議会と専門機関との連携事業	永平寺町要保護児童対策地域協議会と更生保護司や更生保護女性会が協力して、更生後の社会復帰に向けて青少年の心のケアを行います。学校と専門機関が協力して、個人に適応したカウンセリングを行います。児童相談所と警察、健康福祉センターと協力、連携することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や児童虐待のリスクを早期に発見・低減に努めます。	総務課 学校教育課 子育て支援課	継続
気がかりな家庭・子どもへの支援	各家庭における虐待等の早期発見のため、学校や園への訪問時にこどもの様子を観察し、気がかりなことがある場合は早急に対応し、支援へとつなげます。また、地域の引きこもっている18歳までの児童に対してもサポートします。民生委員、福井健康福祉センター、町保健師と連携し家庭訪問、電話連絡を引き続き実施します。	福祉保健課 子育て支援課	充実
包括的な支援体制の構築	こどもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がい等、社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭に対し、子ども家庭センターを中心に、関係機関が連携し、不安や悩みを持つ保護者への相談体制を構築することで、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりを促進します。	子育て支援課	充実

(5) 子育てネットワークの確立と地域活性化

施策	内容	担当	今後の方向性
世代間交流活動事業	地域の高齢者とのふれあい交流活動を通して、子どもたちに永平寺町の文化や子育ての知恵を伝承します。	子育て支援課	継続
永平寺町体験学習・ボランティア活動支援センター事業	住民のなかからさまざまな知識・技能を持ち社会参加に熱意のある人材を、幼稚園・幼児園・小学校・中学校の指導者として「学習支援人材バンク」に募集・登録するとともに、積極的な活用を図りながら、奉仕活動・体験活動の一層の充実を図ります。	子育て支援課	継続
保護者同士の交流促進事業	保護者同士のネットワークの活性化や子育て世帯の孤独孤立対策に向けて、事業に取り組みます。	子育て支援課	充実

基本目標Ⅱ 切れ目のない支援の充実

【 現状と課題 】

こどもが健やかに育つためには、妊娠前から出産、育児というライフステージにおいて切れ目のない支援が必要です。

本町では、家庭の子育て力の向上策として、親の役割について学習する機会の場の創出や、父親の子育て力向上を支援する事業を行うとともに、次代に親となる中学生を対象に乳幼児等とふれあう機会を設け子育てに対する意識の醸成を進めてきました。

また、社会的・経済的支援の必要性が高い、ひとり親家庭等に対しては経済的支援も実施してきました。

一方、アンケート調査結果より子育てをする上での相談先をみると、親族や友人・知人と回答する方が多いなか、頼れる親族や友人・知人が身近にいない孤立しがちな世帯も一定数存在しています。また、相談先として町の施設を利用する方も2割以下となっています。

今後は、現状の事業を継続しつつ、支援を必要とする家庭に的確な情報を提供し、支援の充実を図るとともに、こども家庭センターを核としてすべての方がアクセスしやすい情報提供のリソースの構築を行い、より精度の高い情報・支援が提供できる仕組みづくりを推進します。また、こどもの遊び場の充実を図り、こどもの成長を支える環境整備も併せて実施することにより、家庭における子育ての充実を図ります。

【 取り組み 】

(1) ライフプラン実現に向けた切れ目ない支援の推進

施策	内容	担当	今後の方向性
こども家庭センターを中心とした妊産婦・子育て世帯・こどもへの支援	こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、妊娠、出産、育児において切れ目ない支援を行い、親が安心して子育てできる環境の整備に努めます。必要に応じサポートプランを作成し個別に寄り添った支援を行います。	子育て支援課	充実
妊娠期の教室実施	出産後、赤ちゃんのいる生活をイメージし、安心して出産を迎えられるように、教室や相談会を開催します。	福祉保健課 子育て支援課	継続
特定不妊治療費助成事業	福井県特定不妊治療費助成事業に準じ、1年度に30万円を上限に助成します。	福祉保健課	継続
「放課後活動定休日」の推進	平日は少なくとも1日、授業終了後の放課後活動を実施せず、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができる環境づくりを実施します。	学校教育課	見直し・改善
お父さんの子育て応援事業	父親の子育て力を支援するとともに、男性育休の推進に取り組むなど、お父さんの子育てを応援します。	子育て支援課	継続
若者の出会い交流の場の提供	少子化に大きく影響していると考えられる晩婚化、非婚化に対する対策として、未婚の男女が自然に交流し、結婚に対して前向きな状況をつくりだすことを目的とした、若者出会い交流事業を引き続き実施します。	福祉保健課	継続

(2) 家庭の子育て力の向上

施策	内容	担当	今後の方向性
子育てふれあい体験学習事業	中学生を対象に子育ての意義や大切さを理解できるように、幼稚園にて乳幼児等とふれあう機会を設け、生命の尊さを感じ、将来家庭を築くことの大切さを啓発します。	学校教育課 子育て支援課	継続
家庭教育学級事業	乳幼児から中学校までのこどもを持つ親を対象に、こどもの発達の特徴を知り、親の役割について学習するとともに、親としてのあり方を見つめ直すなかで家庭教育力の向上を図ります。また、親とともに幼稚園・幼児園・小学校・中学校の職員も、こどもの保育・教育に対する共通理解を図ります。	子育て支援課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
こどもの発達に関する教室	「ことばを話すのがゆっくり」「よく動き目が離せない」「かんしゃくが強い」「お友達とうまく遊べない」など発達に関する心配なことに対し、専門スタッフによる集団遊びや個別の相談会を行います。親子でふれあい遊びを楽しみながら、すくすく一緒に育ちあえる場所の提供に努めます。	子育て支援課 福祉保健課	継続
男女共同参画推進計画の充実	「第三次えいへいじ男女共同参画計画」に基づき、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしくいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現します。	生涯学習課	継続
青少年健全育成活動の実施	青少年健全育成に関する地域講演会や講座等を開き、乳幼児から思春期までの家庭教育のあり方について学ぶ機会を提供し、子育てサポートや家庭教育アドバイザーの配置等により子育てに関する相談体制を継続します。	生涯学習課	継続

(3) 相談事業の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援センターにおける育児相談の充実	子育て支援センターにおける相談事業として、「育児不安等についての指導相談・支援」を実施、県の子育てマイスターを活用した各種講演や実技講習会等を実施し、家庭養育の向上を図ります。また、子育て訪問事業を展開し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続
保健センターにおける育児相談の充実	保健師等による育児相談、栄養相談、発育・発達相談等の事業を充実させ、安心して子育てができる環境づくりを実施します。	福祉保健課	継続
ひとり親家庭への窓口相談の充実	窓口相談では子育てする上での相談指導や社会自立に必要な情報の提供等、支援の充実を図ります。	子育て支援課	継続
「ことばの相談会」の実施	言語聴覚士等を講師としてこどものことばや発達に応じた指導・助言を行い、こどもの成長を支援します。	福祉保健課 子育て支援課	継続
妊婦等包括支援事業	妊産婦やその家族に妊娠届、妊娠期、出産後等において面談等によりサービスの情報提供や相談支援（伴走型相談支援）を行います。	子育て支援課 福祉保健課	継続

(4) 経済的支援の充実

施策	内容	担当	今後の方向性
幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減	幼稚園や認定こども園(認可施設に限る)に通う0歳児から2歳児の第2子以降の保育料について完全無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減します。	子育て支援課	継続
えいへいじ子だくさんすくすく応援事業	第2子以降で小学校就学前の児童を対象に一時預かり事業、特定保育事業、病児デイケア促進事業、すみずみ子育てサポート事業、保育料、給食費において、利用料を無料または助成します。	子育て支援課	継続
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいを持つ児童(20歳未満)を監護する父母、もしくはそれに代わって養育している人に手当を支給します。支給は1級・2級それぞれ月額で支給します。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭等への助成事業	ひとり親家庭等を対象に病児・病後児保育利用料助成、放課後児童クラブ利用料助成、小・中高校生通学定期代助成、習い事支援事業を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	継続
子ども医療費の無料化制度の充実	0歳から高校3年生修了まで県内の医療機関を受診した際に、助成対象分の支払いを無料とするとともに、県外の医療機関を受診した場合、窓口で支払った一部負担金を支給します。	子育て支援課	継続
児童手当制度の充実	次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを支援するために、高校3年生までの児童を養育している保護者に月額で手当の支給を行います。	子育て支援課	継続
妊婦のための支援給付事業	少子化対策の一環として妊婦を対象に、妊婦支援給付金の支給を行います。	子育て支援課	充実
障がい児福祉手当の支給	精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対して月額で手当を支給します。	福祉保健課	継続
心身障がい児童交通費の支給	心身に障がいを持つ児童に対して通学に伴う交通費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します。	福祉保健課	継続

(5) 情報発信・情報提供の推進

施策	内容	担当	今後の方向性
子育て支援に関する情報の周知	子育てに関する支援制度やさまざまな子育て支援サービス等に関する情報を、町広報やホームページを活用して子育て世代への周知を引き続き実施します。	子育て支援課	継続
SNSを活用した情報発信の検討	フェイスブック等のSNSを活用した子育て支援情報について、引き続き積極的な発信を促進します。	子育て支援課	継続

基本目標Ⅲ こども・若者が安心・安全に暮らせる環境づくり

【現状と課題】

こどもが健やかに育つためには、こどもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりが必要です。

近年、こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事案は後を絶たず、大きな社会問題となっています。

また、台風・地震等の自然災害が多発しており、こどもたちの身を守るための取り組みについての重要性はより一層高まっています。

本町では、教育・保育施設や公園・道路等の整備、地域の見守り活動や防犯意識の向上等、ハード面、ソフト面の両面において安心・安全に暮らせる環境づくりを進めてきました。

一方、アンケート調査結果より安全・安心についての項目をみると、施設や環境の整備後も利用者から多数の要望があることから、施設・環境の整備に関しては、引き続き事業を継続するとともに拡充を行い、ニーズを充足する必要があります。

また、インターネットやスマートフォンによるこどもへの犯罪といった、新たな問題も顕在化していることから、今後は、多種多様な問題に迅速に対応できる体制を構築し、こどもや子育て家庭にとって安心・安全に暮らせる環境づくりに努めます。

【取り組み】

(1) 施設・環境の整備

施策	内容	担当	今後の方向性
公園整備の充実	町が管理する公園の遊具を巡回点検し、乳幼児や児童・生徒が安心して遊べるように、危険遊具の撤去及び修繕、公園内トイレの維持管理等に取り組みます。	建設課	継続
歩道や街灯の整備の充実	こどもたちが安心して道を歩くことができるよう、歩道や街灯の整備を図ります。	防災安全課 建設課	継続
歩道除雪の実施	町内の歩道の除雪を行い、冬季の安全な歩道環境の確保に努めます。	建設課	継続
学校施設の改築・改修の実施	老朽化が進みつつある学校施設に関しては、計画の前倒しや変更も検討しながら改築・改修を引き続き実施します。	学校教育課	継続
幼稚園・幼児園の改築・改修の実施	必要に応じて、順次改修及び改築の検討をします。	子育て支援課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
環境浄化活動の実施	青少年に有害な図書等の有無を調べるため、書店やコンビニに出向き実態調査を行い、悪影響が予想される場合は経営者に改善を呼びかけます。また、町内の国道・県道脇の電柱に有害なチラシがないか点検し、警察・町建設課・愛護センターに報告するとともに、撤去を実施します。	生涯学習課	継続
公共施設のバリアフリー化の実施	幼稚園・幼児園・小学校・中学校をはじめ公共施設のバリアフリー化を行い、こどもや高齢者が安心して利用できる環境を整えます。	契約管財課 学校教育課 子育て支援課	継続
移動交通の充実	町内でコミュニティバスを運行しており、小中学生は大人料金の半額で乗車できます。なお、スクールバスの導入に併せ、小学生の登下校には無料で利用できます（条件あり）。近助タクシーの運行地区においては、ドアツードアの移動ができ（有料）、移動交通の確保に努めます。	総合政策課	継続
良好な住宅整備事業と居住環境整備事業	低所得者等を対象にした公営住宅や特定公共賃貸住宅の整備、住宅内のバリアフリー対策に取り組み、こどもや高齢者に優しい住宅環境の整備を引き続き実施します。	建設課	継続

(2) 安全・安心のまちづくり

施策	内容	担当	今後の方向性
園児・児童生徒・保護者を対象とした交通安全教育の活動の充実	幼稚園・幼児園・小学校・中学校やその他の公共施設を利用して児童の交通安全を確保するための諸活動を実施し、児童の意識の高揚に努めます。	防災安全課	継続
スクールバスの運行	志比北小学校の休校に伴い、通学距離の延びる児童等の負担を軽減することを目的に、志比小学校区の一部において、授業日の登下校の時間帯にスクールバスを運行します。	学校教育課	継続
交通安全広報活動の充実	交通安全広報活動を通して、住民全体に交通安全を呼びかけるとともに、こどもを持つ家庭に対しては家族全体で交通安全に取り組むように働きかけます。活動内容として「県民運動に伴う街頭指導」「広報啓発活動」等を実施します。	防災安全課	継続
交通指導員による交通安全活動の充実	町が委嘱した交通指導員により「登園・登校時の街頭指導」、「夕暮れ街頭指導」、「安全な自転車の乗り方実地指導」等を実施し、児童の交通事故防止に努めます。	防災安全課	継続

施策	内容	担当	今後の方向性
安全・安心まちづくり事業の推進	すべての住民が安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指します。住民の生命と財産を守り、住民一人ひとりが尊重される地域社会を実現します。町は、「町民の意識の高揚を図るための啓発」、「町民の自主的な活動に対する支援」、「安全に寄与する環境の整備」に関する施策を、関係行政機関と連携しながら実施します。関係行政機関は町が実施する施策に協力するとともに、町、住民及び事業者に対し情報の提供に努めます。	防災安全課	継続
街頭補導活動の実施	主に青少年の街頭補導として、学年末・学年はじめの休業、夏季休業中及び冬季休業中に補導委員・青少年指導員による街頭補導を実施し、青少年の非行防止に努めます。	生涯学習課	継続
諸関係機関との連携強化	関係機関からの情報が役場担当課・各学校・園に迅速に伝わる情報網を整備し、青少年や保護者への指導内容の統一化を図ります。	子育て支援課 学校教育課	継続
広報啓発活動の実施	地域住民に対して「毎月15日は青少年育成の日」、「毎月第3日曜日は家庭の日」の周知徹底を図るため、教育委員会発行の広報紙によりPRします。	生涯学習課	継続
災害時の対策・対応の強化	各学校・園に防災行政無線戸別受信機を設置しています。火災や地震等を想定した避難訓練を実施し、災害時のこどもの安全の確保につなげます。緊急時は各学校・園を通じて保護者宛てに一斉にメールで連絡します。	学校教育課 防災安全課 子育て支援課	継続
有害環境対策の充実	青少年が陥りやすいインターネット関係の問題について、予防対策講座等を実施するとともに、保護者にも安全な利用方法を周知します。	総務課 学校教育課 生涯学習課	充実

基本目標Ⅳ こども・若者の成長・自立への支援

【現状と課題】

すべてのこども・若者が心身や環境に関係なく、将来にわたって幸せに暮らせる社会づくりが必要です。

実現のためには、こども・若者や子育て当事者等の意見を取り入れながら、町全体でこども・若者や子育てする保護者等を支援するとともに、こどもが遠慮なく自分の意見を伝えることができる機会の創出や、学校・家庭といった様々な場における環境づくりが重要です。

本町では、こども・若者及び保護者等への意見を取り入れるため、子どもの生活実態調査や若者・子育て世代を対象にしたワークショップを実施しました。

子どもの生活実態調査結果より、家族の中に自分がお世話をする中学生（2年生）は1割強となっています。ヤングケアラーは、家事のお手伝い等との明確な線引きがなく、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。また、ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

また、ワークショップでは、遊び場について、公園の遊具の種類を増やしてほしいという声や、天候に左右されず遊べる室内遊び場の充実を望む意見が寄せられ、こどもたちが気軽に集まることのできる公園や屋内施設等の遊び場の整備が必要になります。

その他にも、ボランティア活動やレクリエーション活動を通じたこども・若者の社会参画や、こどもと地域住民が交流できる居場所の提供を行うことにより、地域の一員として自覚を持つことで、こども・若者の成長や自立につながります。

【 取り組み 】

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

施策	内容	担当	今後の方向性
人権教室	NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」及び人権擁護委員による人権教室を実施します。 教員のこどもに対する人権研修や啓発（虐待や性暴力の禁止）を行います。	学校教育課 総務課	継続
人権擁護事業（人権相談所の開設）	毎月第2水曜日に人権相談所を開設します。 人権週間に町内各施設にて街頭啓発を行います。	総務課 学校教育課	継続
人権週間	人権週間や人権月間を設定し、人権集会を実施します。	総務課 学校教育課	継続
要保護児童対策地域協議会事業、子ども家庭センターの充実	児童虐待防止にかかる普及啓発活動を実施します。 こども家庭センターの相談機能を充実させ、相談窓口として周知を図ります。	子育て支援課	継続

(2) こどもまんなかまちづくり

施策	内容	担当	今後の方向性
子ども・子育て支援事業（次期計画策定時）各種事業のアンケート調査（必要に応じて実施）	こども計画策定時に大学生や20代の若者と子育て世代等を集めたワークショップや小学生・中学生およびその保護者を対象としたアンケートを実施します。	子育て支援課	継続
こどもの遊び場・公園等整備	公園等の整備を進めます。	学校教育課	継続

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

施策	内容	担当	今後の方向性
ジュニアリーダーズ活動事業	ボランティア活動やレクリエーション活動を通じたこどもたちとの交流事業、他市町のジュニアリーダーズとの研修会などを通して、自主と協調を育み、社会性を身につけるとともに、地域活動に興味をもち長く携われる人材を育成します。	生涯学習課	継続
現場の魅力発信事業保育体験	中学生の家庭科における保育体験、中学生の町内職場訪問や職場体験、学校毎のキャリア教育事業を実施します。	学校教育課	継続
中学生と町長との語る会事業	町長と語る会を三中学校が持ち回りで実施します。(R7は上志比中)	学校教育課	継続
こどもの意見を尊重した教育の促進	中学校生徒会を中心に生徒総会で学校生活のあり方を検討します。	学校教育課	継続

(4) こども・若者の自殺対策

施策	内容	担当	今後の方向性
こども家庭センターの充実・気がかりな家庭やこどもへの支援体制の充実・学校での専門的な相談体制の整備・ネットワークづくり	相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・校内サポートルームや相談室にスクールカウンセラーや支援員を配置します。 ・こども家庭センターの相談機能を充実させ、相談窓口として周知を図ります。 ・保健・福祉・学校等、関係機関の連携を強化します。 	子育て支援課 福祉保健課 学校教育課	充実
ゲートキパー研修会の開催	様々な悩みや不安を抱えている人に気づき、適切な機関や人につなぐことができる人材を育成します。	福祉保健課	継続
啓発と周知	各種イベントを通じた啓発を行います。	福祉保健課	継続

第 5 章

量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

「量の見込み」については、現在の町内の子ども・子育て支援サービスの実施・利用状況、本町の今後5年間の人口推計をもとに算出しています。「確保の内容」「実施時期」については、町の現状を踏まえ整備状況等を勘案しながら、確保することができるよう、設定しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、こどもの年齢等から以下の「認定区分」に応じて利用できる施設等が決まることとなります。本町では、3～5歳の幼稚園利用希望者を「1号認定」、幼児園利用希望者を「2号認定」、0～2歳を「3号認定」とし、それぞれ今後5年間の利用ニーズと確保量を算出しています。

○ 認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設
1号認定	3～5歳【保育の必要性なし】	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳【保育の必要性あり】	幼児園、認定こども園
3号認定	0～2歳【保育の必要性あり】	幼児園、認定こども園

教育事業

○ 3～5歳で、幼稚園・認定こども園を利用するこども（1号認定）

単位：実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
①量の見込 (必要利用定員総数)	23	20	20	20	20
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	70	70	70	70	70
②-①	47	50	50	50	50

保育事業

○ 3～5歳で、幼児園・認定こども園を利用するこども（2号認定）

単位：実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2号	2号	2号	2号	2号
①量の見込 (必要利用定員総数)	361	365	347	329	319
②確保の内容 幼児園・ 認定こども園	502	502	502	502	502
②-①	141	137	155	173	183

○ 0～2歳で、幼稚園・認定こども園を利用するこども（3号認定）

単位：実利用人数（人）/年間

永平寺町		令和7年度			令和8年度			令和9年度		
		3号			3号			3号		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込 （必要利用定員総数）		55	87	96	55	96	99	55	95	107
②（他市町のこども）		0	0	2	0	1	2	0	1	2
③確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	66	105	122	66	105	122	66	105	122
③－（②＋①）		11	18	24	11	8	21	11	9	13

永平寺町		令和10年度			令和11年度		
		3号			3号		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込 （必要利用定員総数）		55	93	106	55	92	105
②（他市町のこども）		0	1	2	0	1	2
③確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	66	105	122	66	105	122
③－（②＋①）		11	11	14	11	12	15

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域の保育事業の実施

○ 延長保育事業

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	200	200	200	200	200
②確保の内容	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

現状を維持して、延長保育の実施園でニーズに対応するとともに、保護者の就労や通勤の都合等を加味した適切な延長保育を実施し、児童の健全な育成を図ります。

○ 子育て短期支援事業

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	4	4	4	4	4
②確保の内容	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

引き続き、委託先による事業を実施し、ニーズに対応していきます。

○ 地域子育て支援拠点事業

単位：延べ利用回数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	7,407	7,196	7,337	7,243	7,173
②確保の内容	7,407	7,196	7,337	7,243	7,173
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

松岡子育て支援センター、永平寺子育て支援センター、上志比子育て支援センターにて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

○ 一時預かり事業（幼稚園型）

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込	1号認定 による利用	5,207	5,262	4,999	4,737	4,599
②確保の内容		5,207	5,262	4,999	4,737	4,599
②-①		0	0	0	0	0

● 実施方針

町内の1園にて引き続き事業を実施し、ニーズに対応していきます。

○ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

在園児対象を除く、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）を除く、子育て短期支援事業とした子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		330	328	321	311	304
②確保の 内容	一時預かり事業 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	300 2	300 2	300 2	300 2	300 2
②-①		-28	-26	-19	-9	-2

● 実施方針

一時預かり事業は、3園で実施を継続するとともに、前期期間内に事業実績のないトワイライトステイは、委託先でニーズに対応します。

○ 病児・病後児保育事業

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		219	217	215	216	215
②確保の 内容	病児保育事業	215	215	215	215	215
②-①		-4	-2	0	-1	0

● 実施方針

現状を維持して、実施を継続します。

○ 利用者支援事業

単位：か所

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

引き続き、町内3か所において子育て支援事業の情報提供及び関係機関と連携し事業を実施します。

○ こども家庭センター

単位：か所

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

○ 妊婦等包括支援事業

単位：延べ利用日数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	300	311	308	305	302
②確保の内容	300	311	308	305	302
②-①	0	0	0	0	0

放課後児童クラブ事業の実施

○ 放課後児童健全育成事業

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	合計	318	317	321	333	335
	1年生	82	83	85	92	85
	2年生	77	77	77	80	86
	3年生	64	63	64	64	66
	4年生	39	44	44	44	45
	5年生	34	30	34	33	33
	6年生	22	20	17	20	20
②確保の内容	学童保育事業	400	400	400	400	400
②-①		82	83	79	67	65

● 実施方針

小学校単位で開設した7児童クラブで引き続き事業を実施するとともに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

健康にかかわる保育事業の実施

○ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		104	103	102	101	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
②-①		-4	-3	-2	-1	0

● 実施方針

引き続き、保健師による生後4か月までの乳児のいる全家庭（町内）の訪問を実施します。

○ 養育支援訪問事業

単位：実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	19	18	18	18	18
②確保の内容	18	18	18	18	18
②-①	-1	0	0	0	0

● 実施方針

引き続き、養育支援の必要な家庭を把握・訪問し、指導・助言等を行います。

○ 妊婦健診事業 ※医療機関が実施

単位：実利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	107	106	105	104	102
②確保の内容	100	100	100	100	100
②-①	-7	-6	-5	-4	-2

● 実施方針

引き続き、医療機関に委託し、妊婦の健康診査を実施します。

○ 産後ケア事業

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

デイサービスⅠ型、デイサービスⅡ型、アウトリーチ型で実施し、産後の母親及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる体制を確保します。

○ 子育て世帯訪問支援事業

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

● 実施方針

利用ニーズを把握しながら、家庭が抱えるさまざまな課題の解決に向け、支援を実施していきます。

○ 児童育成支援拠点事業

単位：延べ利用人数/年間

永平寺町	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込		36	36	36	36
②確保の内容		36	36	36	36
②-①		0	0	0	0

● 実施方針

利用ニーズの把握に努めるとともに、健全な児童育成に向けた支援に努めます。

○ 親子関係形成支援事業

● 実施方針

利用ニーズに応じて必要な場合、健全な親子関係の形成に向けた支援を検討します。

○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：実利用人数/年間

永平寺町		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①量の見込		5	5	5	5
	②確保の内容		5	5	5	5
	②-①		0	0	0	0
1歳	①量の見込		2	2	2	2
	②確保の内容		2	2	2	2
	②-①		0	0	0	0
2歳	①量の見込		1	1	1	1
	②確保の内容		1	1	1	1
	②-①		0	0	0	0

● 実施方針

令和8年度からの本格実施に向け、体制の整備に努めます。

幼稚園を中心的な実施機関としながら、満3歳以上の児童の教育・保育への接続を踏まえ、幼稚園とも連携した提供体制の確保に努めます。

第 6 章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、こども基本法に基づいて定める「市町村こども計画」として、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、町内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子育て支援を総合的に推進するものです。

そのため、全庁的に広く連携し、永平寺町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要です。

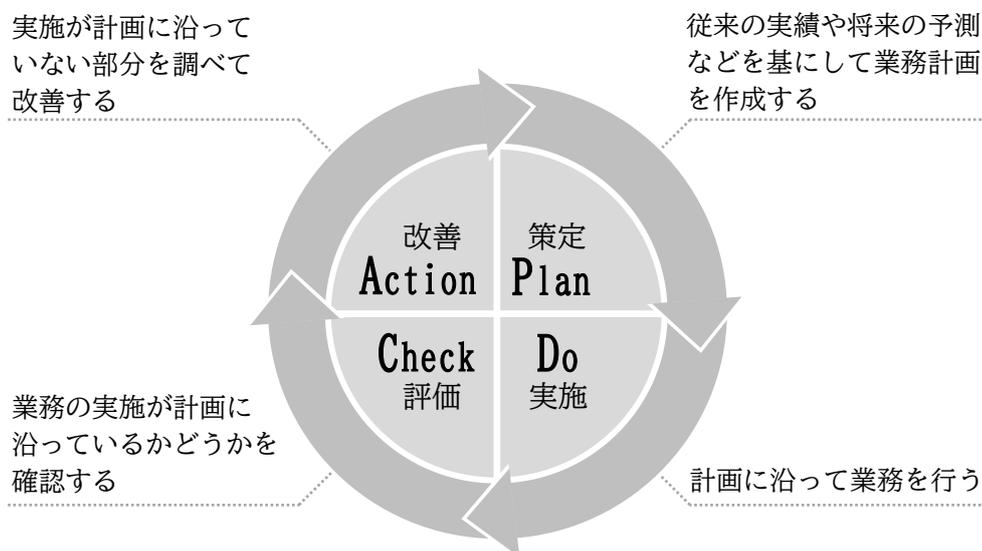
町内の子育て支援にかかわる家庭をはじめ、幼稚園や幼児園、学校、地域、その他関係機関や団体等とのさらなる連携の強化を図ります。

また、住民との協働で計画を推進していくためには、さまざまな取り組みについて広く周知していくことが重要であるため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等、子ども・子育てに関する情報について周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

本計画の各種施策の推進については、実効性を高めるため、庁内において進捗状況の把握・点検を行い、また、学識経験者やこどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業や団体の関係者等を委員とする永平寺町子ども・子育て会議等において、必要に応じ、計画の進捗について確認する機会を設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



資料編

1 永平寺町こども計画策定経過

年月日		内容等
令和6年度	2月27日	答申（町長報告）の実施 第三期 永平寺町子ども・子育て支援事業計画
令和7年度	7月17日	令和7年度第1回永平寺町子ども・子育て会議 (1) 諮問の実施 (2) 永平寺町こども計画について (3) 子ども・子育て会議（計画策定）のスケジュールについて (4) アンケートについて
	9月1日～ 9月19日	子どもの生活実態調査（アンケート調査）
	10月3日	若者・子育て世代ワークショップの開催
	12月15日	令和7年度第2回永平寺町子ども・子育て会議 (1) アンケート調査の結果報告について ワークショップ報告について (2) 永平寺町こども計画の骨子（案）について (3) 子ども・子育て会議（計画策定）のスケジュールについて
	令和8年 1月28日	令和7年度第3回永平寺町子ども・子育て会議 (1) 永平寺町こども計画（案）について (2) パブリックコメントについて (3) 子ども・子育て会議（計画策定）のスケジュールについて
	2月6日～ 2月20日	パブリックコメントの実施
	3月 日	令和7年度第4回永平寺町子ども・子育て会議 (1) 永平寺町こども計画について
	3月 日	答申（町長報告）の実施 永平寺町こども計画

2 永平寺町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を徴収するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 永平寺町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(委員の構成)

第3条 会議の委員の定数は15名とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認めるもの

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。ただし、会長及び副会長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 会長は、町長から諮問があったとき又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

- 3 会長は、議長となる。
- 4 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(委員の除斥)

第6条 会長、副会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、会議の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 会議は、協議した結果、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び第7条の規定により会議に出席した者は、協議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、永平寺町役場子育て支援課において処理する。

附 則

この条例は、令和5年12月14日から施行する。

永平寺町 こども計画
(案)

令和8年2月

発行：令和8年3月（予定）

編集：永平寺町 子育て支援課

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-7250

FAX 0776-61-3464